

要 請 項 目

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 最新の地震被害想定を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や護岸改修等の津波・高潮浸水対策等への支援の継続と拡充に取り組むとともに、年度当初の定期改修等の事業執行であっても活用可能となる柔軟な制度運用を図ること。
- 3 経年劣化した施設の維持管理技術の情報提供や施設改修へのインセンティブを高める取組を進めること、また、事業者が高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を確保・育成できるよう、支援の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 令和7（2025）年12月に公表された首都直下地震の被害想定では、東京湾沿岸石油コンビナート地区の特定事業所における危険物製造所等の施設にて内容物等の流出約50施設、破損等約670施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、サプライチェーンの寸断に伴う首都圏全体の経済活動等への多大な影響も懸念されることから、最新の想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国における最新の地震被害想定等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しや検証の実施とともに、災害時のエネルギーの安定供給の観点から、石油出荷設備等の強化や民有護岸の耐震改修に対する支援、IoT等のデジタル技術を活用した産業保安の支援など、強靱化に向けた取組や人材育成の取組が必要です。
- 石油コンビナート地域の強靱化には、国、自治体及び事業者の役割に応じた取組が必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性やあり方の検討と、関係省庁間の連携による実効性のある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興

(石油コンビナート地域の強靱化について)

石油コンビナート地域を含む川崎臨海部の現状

- ・約2,700の事業所が立地・約71,000人が就業
- ・石油精製、鉄鋼、化学、電力、ガス等の多様な産業が集積しており、エネルギー産業が集まった日本を代表する石油コンビナート地区であり、近年では、脱炭素社会の実現に向けて「水素エネルギー」の活用の構築など、本市のみならず、首都圏全体の市民生活や経済活動を支えている大変重要な地域。
- ・立地企業は多くの危険物を取り扱っていることから一定の災害対策を講じているものの、大規模災害時には周辺地域への影響に加え、市民生活や経済活動への多大な影響が生じる恐れがある。

<東京湾沿岸石油コンビナート地区の特定事業所における首都直下地震の被害想定>

内容物の流出 約50施設
破損等 約670施設

甚大な被害

防災対策が
必要

首都直下地震対策、国土強靱化に基づく取組

川崎市では、以下の計画を策定

臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的とした「川崎市臨海部防災対策計画」
強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「かわさき強靱化計画」

国、自治体、事業者がそれぞれの役割に応じ、
連携して、防災対策に取り組むことが必要

国
・技術基準等の策定
・防災対策の支援 等

自治体
・法令等に基づく指導
・立入検査・訓練 等

事業者
・防災対策の実施
・保安人材育成 等

取組を推進する
ために

国における最新の地震被害想定等を踏まえ、

- ・法令等に基づく技術基準の妥当性の検証や必要に応じた見直し
- ・事業者が行う防災対策を支援する補助制度等の継続、弾力化
- ・IoT等のデジタル技術による維持管理技術の開発・活用の促進
- ・施設改修へのインセンティブを向上させる取組の継続推進
- ・事業者が行う保安人材の確保・育成への継続支援

が必要

緊急消防援助隊の体制を維持するための財政措置等について

【総務省】

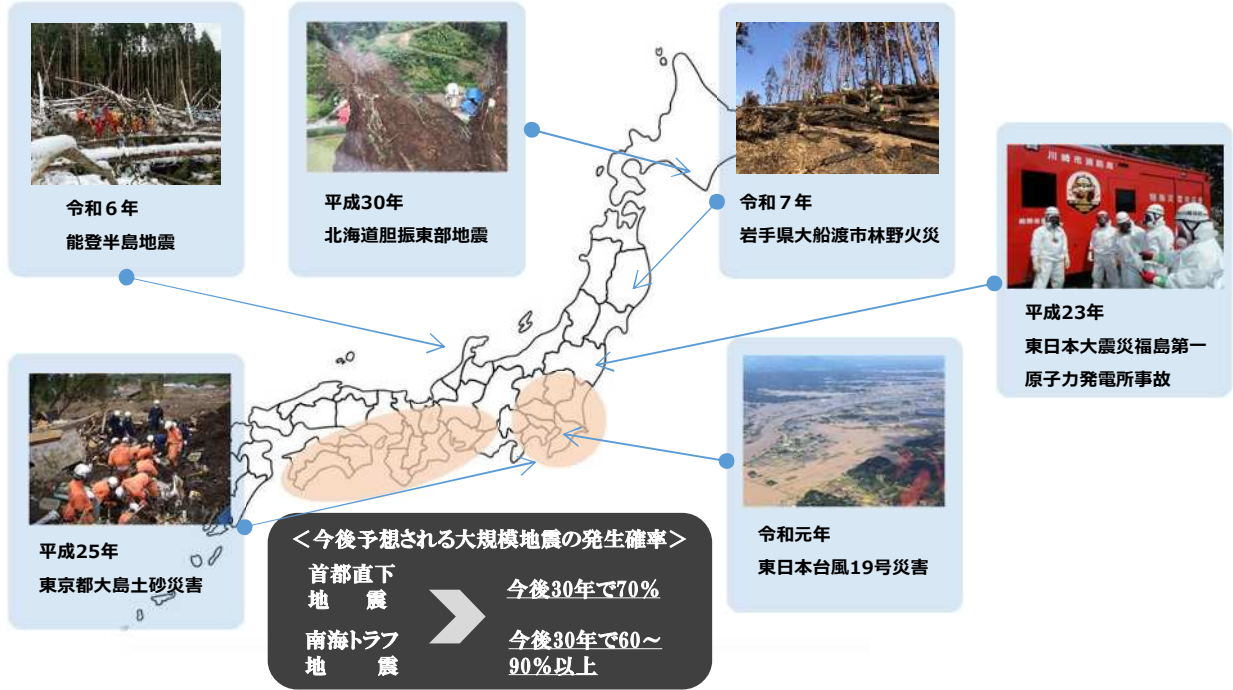
■ 要請事項

- 1 緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助基準額を実態に則した金額とすること。
- 2 債務負担行為による車両等の整備についても補助対象とすること。
- 3 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

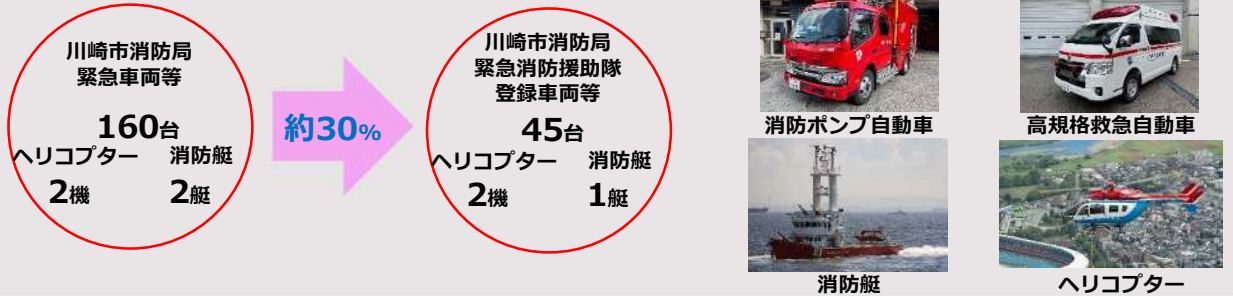
■ 要請の背景

- 近年、記録的豪雨や台風等の自然災害が頻発化・激甚化し、緊急消防援助隊に求められる役割はますます大きくなっています。
- 消防組織法第45条第2項の規定に基づく基本計画では、緊急消防援助隊の登録規模を令和10年度末までにおおむね7,200隊規模とすることを目標としています。今後も日本各地で多様化・激甚化する自然災害や、発生が危惧されている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震による被災地での活動において、緊急消防援助隊に求められる期待は大きいため、さらなる増隊が必要とされています。
- 政令指定都市は、大規模な災害等に即応するため、広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しており、一度強化した消防車両等の装備についても充実強化を図り、計画的な更新整備をしていくことが必須となります。
- 近年の物価高騰に伴い高額化する車両等を含めた全ての消防装備品に対して、適正な補助基準額となるように配分方針の見直しを図ることが必要です。
- 社会情勢の変化に伴い車両等のぎ装工期が長期化していることから、債務負担行為による車両等の整備についても補助の拡充を図ることが必要です。
- 国の補助金については、交付額が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合に国庫補助申請ができないという制度が妨げになっていることから、零細補助基準額を引き下げるとともに、緊急消防援助隊に関わる全ての消防装備品（消防・救急車両、資機材、消防艇、ヘリコプター）の整備について、財政措置を講ずる必要があります。

■ 本市の緊急消防援助隊派遣実績（平成23年以降）



■ 本市の緊急消防援助隊登録車両等



■ 緊急消防援助隊登録車両の契約額と補助金交付額の推移

単位：千円

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
更新台数 (うち債務負担行為)	4台 (-)	2台 (-)	2台 (1台)	3台 (1台)	3台 (0台)	6台 (3台)	
契約額	348,039	46,992	163,156	412,046	381,629	661,617	
補助金	国の基準による算定額	108,365	12,643	15,288	68,374	57,476	46,236
	申請の可否	○	×	×	×	×	×
	交付額	108,365	-	-	-	-	-
契約額と交付額の差額	239,674	46,992	163,156	412,046	381,629	661,617	

債務負担行為は補助対象外

国の補助基準額により対象経費を算定

零細補助基準額(95,000千円)未满是申請不可

※補助金…緊急消防援助隊設備整備費補助金

■ 1台あたりの契約額と補助基準額の比較

単位：千円

	川崎市契約額 ※1	補助基準額 ※2	差額
消防ポンプ自動車 (CD-1型)	44,450	33,166	11,284
水槽付消防ポンプ自動車 (II型)	80,203	46,092	34,111
救助工作車 (II型)	181,513	71,515	109,998
救助自動車	35,617	30,826	4,791
はしご付消防ポンプ自動車 (30M級)	213,083	123,568	89,515

※1：令和7年度入札結果 ※2：令和8年度基準額告示から抜粋

実態に即した補助基準額の設定
や零細補助基準額の引き下げ、
補助対象の拡充が必要

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
消防局総務部施設整備課 TEL 044-223-2553
消防局警防部警防課 TEL 044-223-2615
消防局警防部航空隊 TEL 03-3522-0119

外国人の受入れ・共生のための施策の充実について

【総務省・法務省・文部科学省】

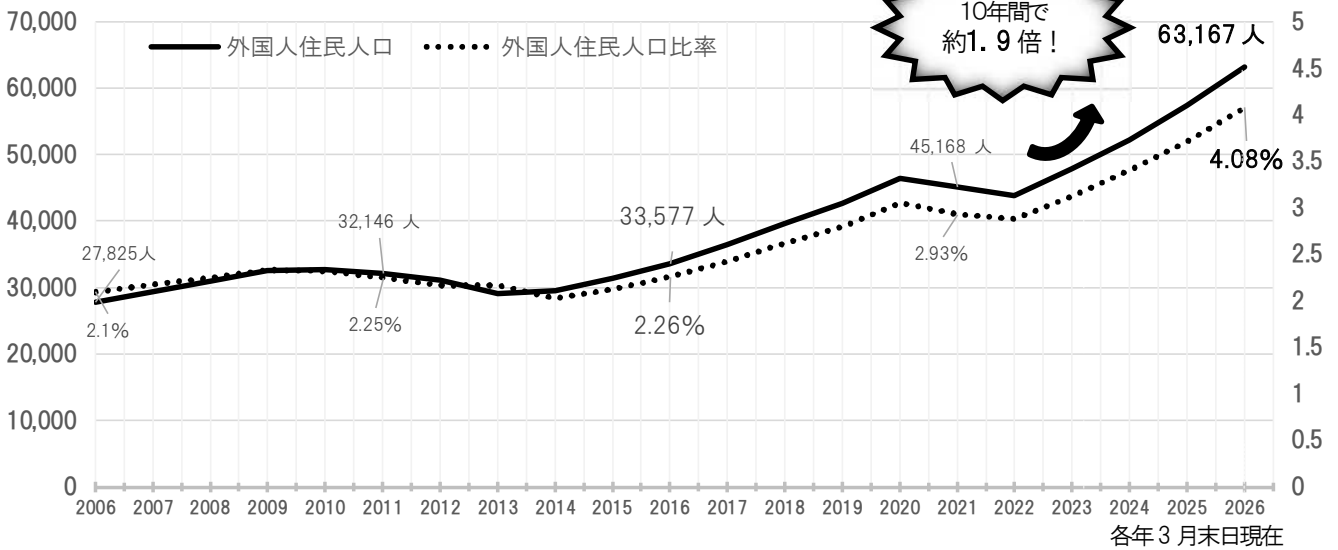
■ 要請事項

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律を整備すること。
- 2 地方自治体が一元的相談窓口の運営や日本語教育等支援にきめ細かく即応できるよう、財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 現在、川崎市には150を超える国・地域からなる約63,000人の外国人が生活しています。その数は、コロナ禍の影響があったものの10年間で約1.9倍増加し、外国人住民人口・人口比率は過去最高となり、今後もさらに増加が見込まれる中、多様な言語・文化的背景を持つ外国人が地域で安心して生活できるよう、支援ニーズにきめ細かく即応する必要があります。
- 外国人との共生社会の実現に向けた取組は、将来にわたる国全体の課題であるものの、現在では法的な位置付けがないまま、地方自治体独自の取組として実施しています。国と地方の役割と責任を明確にし、国と地方が一体となって共生社会の実現に向けた取組を推進するため、基本となる法律を整備することにより、共生に関わる各主体が連携を図りながら効果的に取組を進めることや、国全体として必要な取組を地域の実状に応じてきめ細かく実施することができます。
- 令和8（2026）年1月に、国において「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性が示されました。同対応策では、受入れ環境の整備や日本語教育の充実が掲げられており、今後、外国人の増加が見込まれる中、これらの分野において、より一層の取組が求められています。
- 外国人の受入れ環境整備の取組の一つとして、本市では一元的相談窓口の設置に加え、独自に外国人向け相談窓口を運営していますが、国の交付金の減少により財政的負担が増大しています。また、地域日本語教育の更なる取組を推進するためには、今後の経費増加が見込まれます。将来にわたり共生社会の実現に向けた取組を着実かつ持続的に実施していくためには、国による財政措置が必要です。

■ 川崎市の外国人人口・人口比率の推移



■ 外国人相談件数の推移

年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
相談件数	2,895	2,976	3,314	2,812	5,052	4,600(見込)

※R6(2024)年度以降は、外国人相談窓口2カ所体制

5年間で約1.6倍!

■ 川崎市の地域日本語教育の状況

クラス名※	実施場所	コース数
識字・日本語学級	市民館等(8カ所)	15
日本語講座	国際交流センター	2
ゼロビギナー講座等	市民館等	2
合計		19

※その他 市民活動グループによる地域日本語教室有

地域日本語教育の課題

今後も外国人市民の増加が見込まれる中、さらなる取組を進めるためには、人材や学習場所等の確保に向けた諸課題の解決が求められる。そのためには、国による財政措置が不可欠である。

【主な課題】

- ・有償ボランティアのほか日本語教育の担い手の確保
- ・専門性の担保
- ・学習場所の確保など

共生社会の実現に向けて

- 国と地方の役割と責任を明確化、一体となった取組を推進するため
 - ➡ 共生社会を推進する法律の整備が必要
- 取組の着実かつ持続的な実施のため
 - ➡ 支援にきめ細かく即応できる財政措置が必要

物価高騰を踏まえた保育所等への対応について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

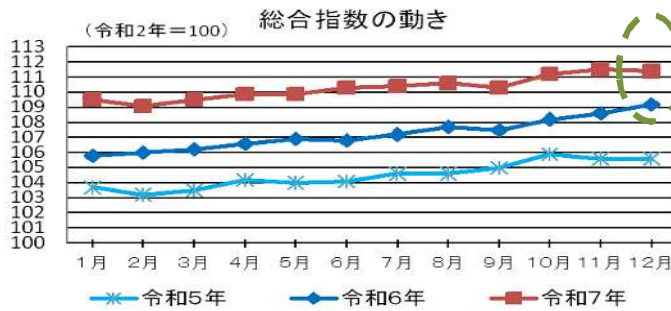
食材費等を中心とする物価高騰の影響が長期化する中、保育所等の運営事業者が安定して保育を提供することができ、また利用者が大きな負担を抱えることなく保育を受けられるように、公定価格への必要な財政措置を行うこと。

■ 要請の背景

- 保育所等の運営事業者は、令和3年度以降のエネルギー価格等の物価高騰により、光熱費支払いの負担が増加するなど、特に大きな影響を受けているところです。食料品等を中心とした物価高騰については、現状も高い水準を維持しており、その影響は給食費に直結するため、事業者からは懸念の声が挙がっています。
- 国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等により地域の実情に応じたきめ細かな支援を強化してきたところではありますが、いまだエネルギーに加え、食料品等の物価高騰の収束が見通せない状況が続いています。
- 特定教育・保育に要する費用として保育所等に支給する公定価格は、物価高騰等がすぐに単価に反映されるものではなく、これまで保育所等へは、単年度の国の補助金を活用した支援が続いてきました。
- 物価高騰により保育所等運営の先行きが不透明な状況においては、物価高騰分を国の公定価格に適時・的確に反映させ、継続的かつ安定的な支援を行っていく必要があります。このことは、実費徴収等による保護者への負担の転嫁を防ぐことにもつながります。
- 保育所等における施設整備事業においては、国において施設整備費補助の単価引き上げが一定図られているものの、近年の建築工事費上昇により事業者の負担が著しく増加し、入札不調等の原因になっています。適正な施設整備費補助金を確保し、安定的に計画に沿った施設整備の推進を図るため、補助のさらなる拡充が必要です。

■ 物価高騰の影響

<川崎市消費者物価指数 (R7/総合指数ベース) >



令和7年12月
川崎市消費者物価指数：111.4
(対前年同月比：+2.0%)

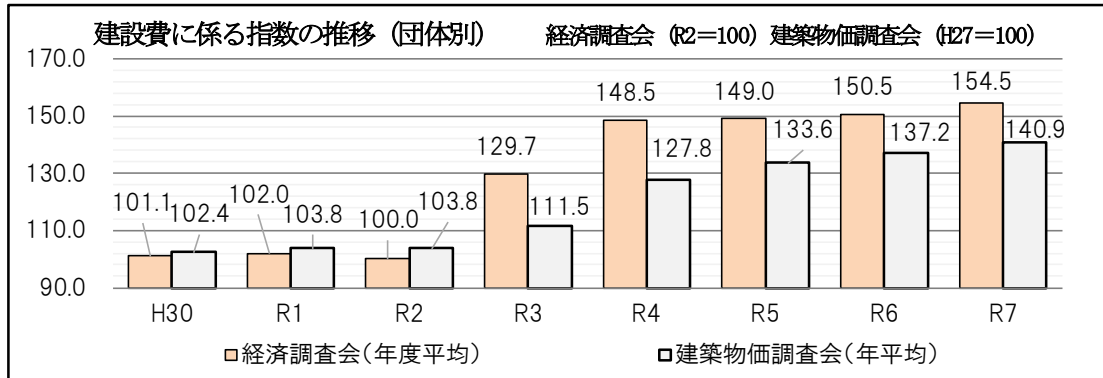
依然として物価高騰傾向が続いており、特に、保育所等における給食費等の負担は大きく、懸念の声が挙がっている。

<川崎市による事業者への支援実績>

* 地方創生臨時交付金等を活用した国庫補助事業
実績 R4：2.4億円 R5：4.7億円 R7：5.2億円 (見込)

令和8年度に入ってもなお、物価高騰に対する保育所等の運営事業者の支援ニーズは大きく、実施されることが不透明な単年度型の補助事業ではなく、公定価格への適時・的確な反映により、継続的かつ安定的に支援していくことが求められている。

○物価高騰に伴い、建築工事費も上昇。事業者の負担が著しく上昇



○本市の状況

令和2年度以降、施設建設に要する工事金額が大幅に上昇しており、入札不調や工事遅延を生じる原因になっている。

○本市の対策

事業者による建築仕様の見直しによる自助努力も限界を超えており、安定的な施設開所のため、地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度及び令和7年度に補助単価を引き上げて支援を実施。

【R5：0.3億円、R7：0.2億円】

例 (R7)：民間保育所増改築事業 建築工事費補助単価を310千円/m²⇒378千円/m²に変更

建築資材の高騰を的確に補助単価・補助率に反映し、施設整備補助の拡充を行うこと

この要請文の担当課/こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 TEL044-200-2686
こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 TEL 044-200-3948
こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当 TEL 044-200-3794
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 TEL 044-200-3630

障害児者に係る地域生活支援事業等補助金の適切な財政措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

地域生活支援事業費等について、本来は国が1/2、県が1/4で補助金を交付し事業を行うものであるが、満額補助されていない状況であるため、所要額を確保すること。

■ 要請の背景

- 地域生活支援事業費等については、移動支援事業や成年後見制度利用支援事業など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において実施が義務付けられた必須事業が複数設けられており、各市町村で実施することとされています。
- 国は、障害者総合支援法において、事業の実施を定めているにも関わらず、地域生活支援事業等補助金については、国の補助の上限を大幅に下回る額しか交付されていない状況が継続しています。
- 令和6年度決算では、対象経費約22億円に対し、国庫補助金は6億円となっていますが、補助上限まで交付を受けた場合、国の補助金により50%を満たすところ国の充足率は約30%にとどまっています。この状況により、本市は、国によるものとして約5億円の財政負担が生じています。
- 他自治体においても、国に対し、必須事業については万全の財政措置を講ずることを強く要望しています。安定的なサービス提供体制の確保のためには、国による財政措置が必要です。

■ 地域生活支援事業とは

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法に基づき、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業とされている。

費用負担について、国は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内、県は百分の二十五以内を補助することができるとされている。

必須事業	任意事業
成年後見制度利用支援事業 移動支援事業 理解促進研修・啓発事業 意思疎通支援事業 など	訪問入浴サービス 日中一時支援事業 レクリエーション活動支援 点字・声の広報等発行 など

予算の範囲内における補助であることは理解しているが、任意事業だけではなく必須事業についても十分な財政措置がされていない。

■ 「地域生活支援事業費等」と本市に対する補助金の交付状況

国・県の補助率：国1/2、県1/4

(単位：千円)

	対象経費	本来の補助額			実績			充足率 B/A
		国	県	計 A	国	県	計 B	
令和2年度	1,534,313	767,157 50%	383,578 25%	1,150,735 75%	474,429 31%	237,214 15%	711,643 46%	62%
令和3年度	1,833,652	916,826 50%	458,413 25%	1,375,239 75%	441,589 24%	220,794 12%	662,383 36%	48%
令和4年度	2,110,494	1,055,247 50%	527,624 25%	1,582,871 75%	581,977 28%	290,988 14%	872,965 41%	55%
令和5年度	2,144,549	1,072,275 50%	536,137 25%	1,608,412 75%	609,157 28%	304,578 14%	913,735 43%	57%
令和6年度	2,227,380	1,113,690 50%	556,845 25%	1,670,535 75%	590,816 27%	295,408 13%	886,224 40%	53%
令和7年度 (見込)	2,234,303							

地域生活支援事業費等については、障害者総合支援法の目的達成のため、執行体制を国が十分に保証することが必要とされる。

この要請文の担当課／ 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課 TEL 044-200-2676

政策医療の維持にかかる支援の強化について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 不採算医療である救急医療や小児救急医療、周産期医療等の政策医療について、将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、診療報酬及び補助金を大幅に引き上げること。
- 2 地域医療構想の具現化に向けた公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証要請等については、今後の新興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応も見据えた慎重な議論を行うこと。

■ 要請の背景

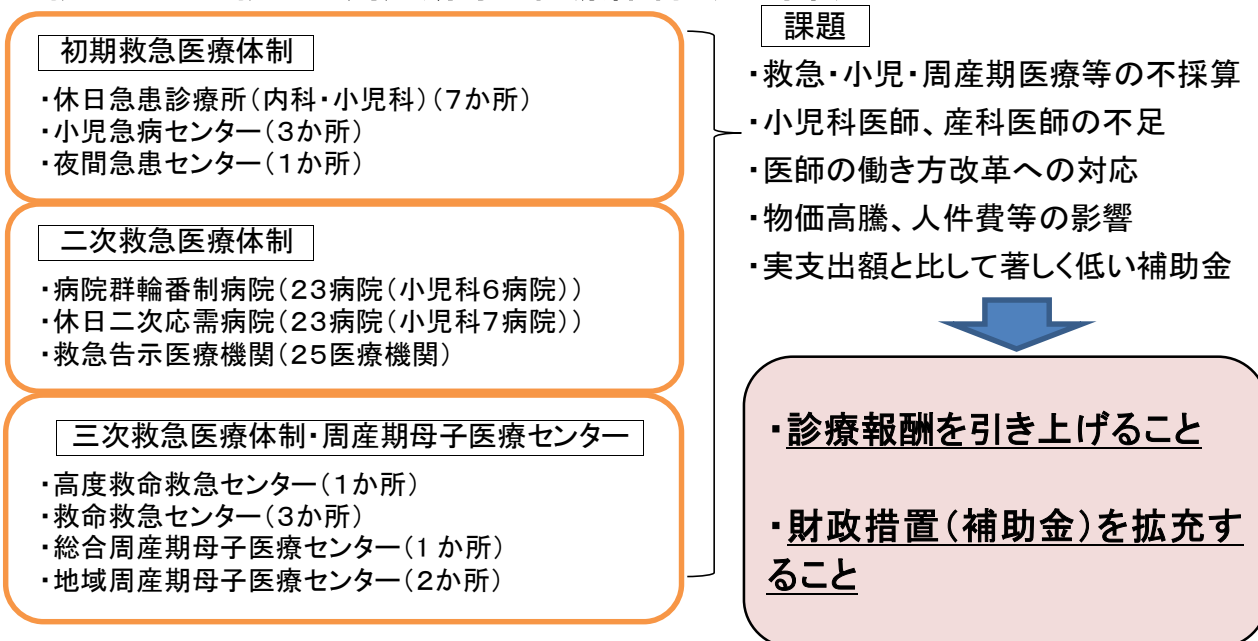
- 救急医療や小児救急医療、周産期医療については、国民の命と健康を守るため国が政策的に主導しています。本市では、これらの医療提供体制を確保するため、民間病院等に対する補助金などにより医療機関の運営を支援していますが、全国一律の診療報酬体系や現在の地方財政措置では、市町村に多大な財政負担が生じています。
- 物価高騰や人件費の増加など、医療機関を取り巻く状況は厳しさを増しています。特に都市部における物価上昇水準はいずれも全国平均以上となっていることから、医療機関への影響は甚大であり、地域医療の安定的な確保が危惧されています。
- 令和8年度の診療報酬改定においては、本体の改定率+3.09%となりましたが、決して物価や人件費の上昇には見合っておりません。医療機関は、国が定める公定価格である診療報酬に対し、独自に物価高騰等の影響を価格に転嫁することが困難であることから、経費の増加に見合った診療報酬の引き上げが必要です。
- 将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、地域医療の確保において重要となる政策医療に対する国の支援の拡充が不可欠です。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係る医療提供において公立・公的医療機関が果たした役割を踏まえて、具体的対応方針の再検証では、今後の新興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応を見据えた検討が求められます。

■ 主な費用

(単位:千円)

令和8年度予算	総事業費	内訳			
		国庫補助金	県補助金	使用料, 財産収入等	一般財源
救急医療関係事業	445,009	0		561	444,448
周産期救急医療事業	123,241	0			123,241
小児救急医療関係事業	388,890	16,285	21,398	1,045	350,162
合計	957,140	16,285	21,398	1,606	917,851

■救急・小児救急・周産期等の医療体制（川崎市）



■公立・公的医療機関等が担うべき主な機能

- 高度急性期・急性期機能や不採算部門等の医療提供など
 - 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療提供
 - 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供 等
- +
- ★ 新興感染症への医療提供体制の中核機能、大規模自然災害等への対応

これらの役割を踏まえ、地域医療構想の具現化にあたっては慎重な議論を行う必要がある

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策部地域医療課 TEL 044-200-2428

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

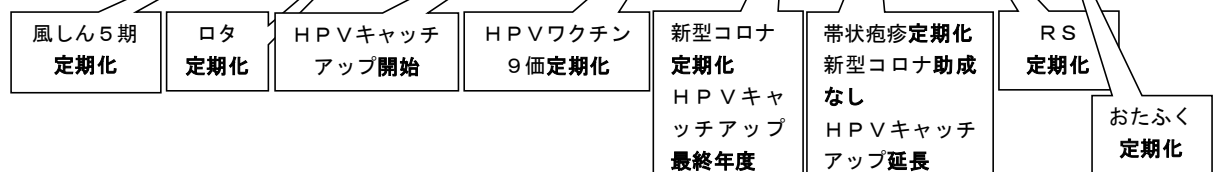
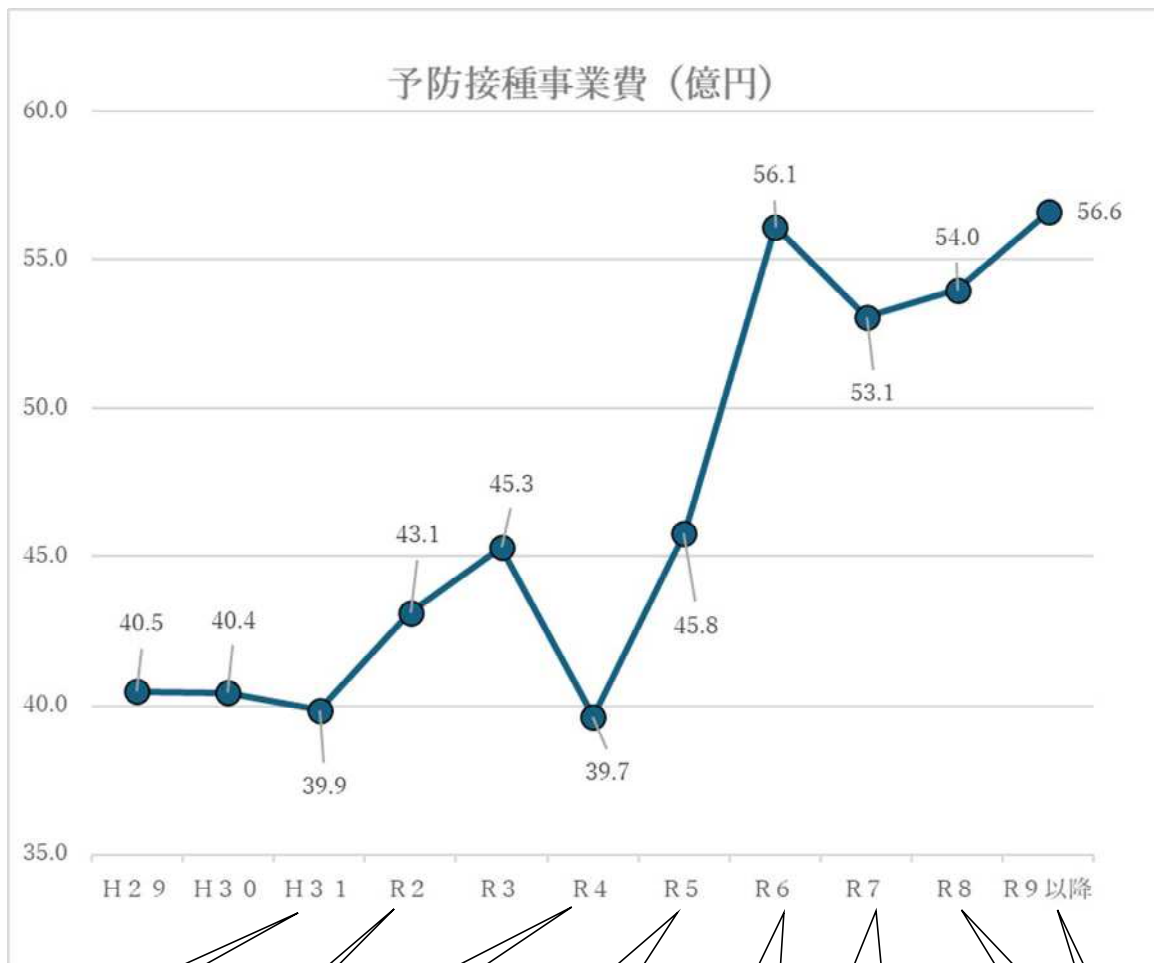
■ 要請事項

- 1 平成 24（2012）年 5 月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された提言に従い、必要な予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、確実な財政措置を行うこと。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化すること。

■ 要請の背景

- 平成 24（2012）年に示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、必要なワクチンについては定期接種として位置付けることとされ、平成 25 年度以降、定期接種化が進んでいます。現在は、おたふくかぜのほか、既に妊婦に対するワクチンが定期接種化された R S ウイルス感染症について、新生児等への抗体製剤の定期接種化等の検討が進められています。任意接種は、原則、全額自己負担となることを踏まえ、必要な予防接種について早期の定期接種化が求められます。
- 定期接種の対象となる疾病や使用ワクチンの種類については予防接種法等により国が定めるところ、近年は、新型コロナウイルス感染症、帯状疱疹、R S ウイルス感染症といった高額な接種が定期接種に位置づけられたほか、既に定期接種である H P V や高齢者に対する肺炎球菌感染症等については使用ワクチンが高額なものに変更されたことにより、自治体の負担が年々拡大しています。
- 定期接種は地方交付税措置とされ、自治体の財政力に応じ財政措置が行われていますが、市町村は接種を希望する者全員に対し公平に定期接種を行う必要があることから、全ての市町村が等しく必要な財政措置を受けることができるよう、国と地方の財政負担について抜本的に見直しを行う必要があります。
- 特別な理由による定期接種の再接種については、「予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時の救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

本市における予防接種事業の財政負担



※ ～令和5年度は決算額、令和7年度は決算見込額
令和8年度は予算額、令和9年度は予想額

**RS抗体製剤 及び おたふくかぜワクチンが
定期予防接種化された場合の本市負担額
54.0億円 →56.6億円**

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策部予防接種担当 TEL 044-200-1072

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業及びホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

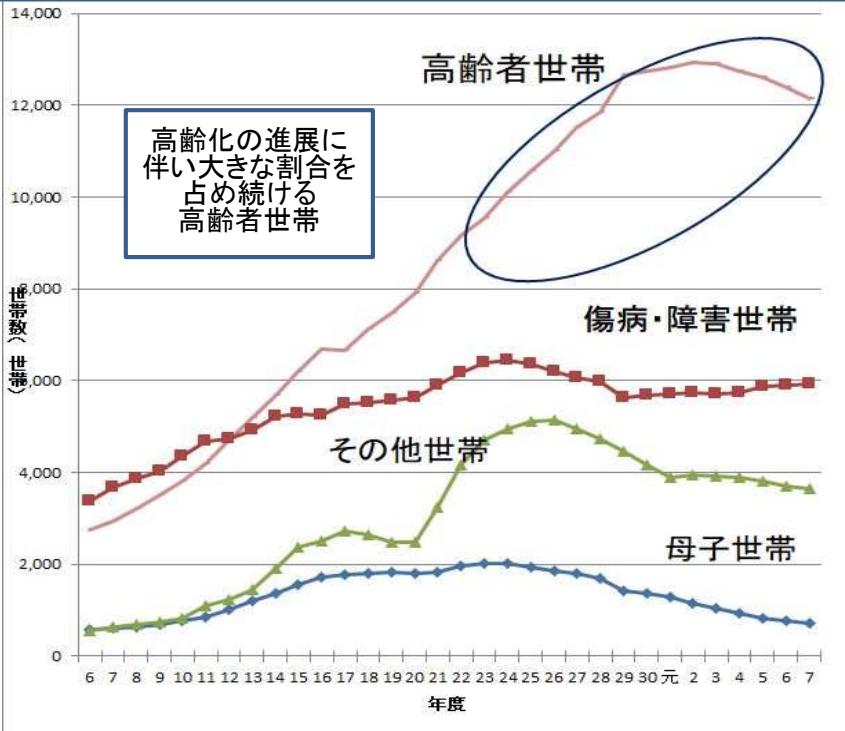
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、生活保護制度の抜本的な見直しを提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は大きな割合を占め続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、平成25（2013）年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応を含めて、国が費用の全額を負担するべきです。
- 生活困窮者自立支援制度は、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第2のセーフティネットとしての役割を担っているものです。自立相談支援事業等においては、多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施することが必要です。また、学習支援事業は、進学に向けた学習の支援だけでなく、居場所提供や生活習慣習得支援など「貧困の連鎖防止」に向けた取組として重要な役割を果たしています。ホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策の推進が必要です。これらを勘案し、基準額の加算措置を継続した上で、平成27（2015）年の法施行以前と同様、国がその費用の全額を負担するべきものです。

■ 本市の取組

- 就労に向けた支援を要する生活保護受給者等に対し、国の補助金を積極的に活用し、多様な支援に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や意欲に欠ける対象者が残っており、既存メニューの見直し等による施策の強化を図る必要があります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

[単位: 億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30決算	568	417	151
R5決算	560	422	138
R8予算	569	421	148

生活保護制度は、国の責任において全国一律に実施する制度である

⇒ **国が費用の全額を負担すべき!**

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国費について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和8年度・・・制度化による国費率の削減(3/4、2/3、1/2)
(モデル事業(10/10))

(単位: 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率 負担率	令和7年度協議額		
		事業費	国負担額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	236,200	177,150	59,050
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)	3/4	139,954	104,966	34,988
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)				
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(シェルター事業)	2/3	287,276	191,517	95,759
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	67,660	54,463	13,197
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	13,265	8,843	4,422
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	23,857	15,904	7,953
⑧ 学習支援・居場所づくり事業(生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業)	1/2	107,414	51,250	56,164

全額国庫負担

それまでの間は、**補助率の引上げが必要!**

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

看護職員の確保に向けた支援について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 看護職員が充足している地域から不足する都市部へ人材の移動を促すため、都市部における住居費負担の軽減に向けた支援を「地域医療介護総合確保基金」の標準事業例に設定するなど、必要な措置を講ずること。
- 2 人材紹介会社への高額な手数料の支払いが医療機関の経営を圧迫し、処遇面をはじめ勤務環境の悪化を招いている現状を踏まえ、手数料の上限設定などの規制措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 看護職員の不足状況は全体的に改善しているものの、依然として地域偏在が生じています。生産年齢人口が減少局面にある状況を踏まえると、充足地域から不足地域への人材の移動は必要不可欠ですが、都市部への移動を促すにあたっては、住居費等の負担軽減に向けた支援が強く求められます。
- 本市の人口10万人あたりの看護職員は、神奈川県 averages 966.9人を下回る833.1人と大変厳しい状況です。市内養成校の定員数が少なく、市外からの採用に頼らざるを得ない特有の事情がある中、市独自の取組では限界があります。
- 看護職員の偏在是正に向け、都市部特有の住宅状況を踏まえ、住居費負担の軽減を図るなど、きめ細やかな処遇改善に係る支援が必要です。
- 看護職員の不足を補うべく、多くの保険医療機関で人材紹介会社を利用していますが、紹介手数料を価格に転嫁することができないため、経営を圧迫しています。
- 国では、職業紹介優良事業者認定制度の運用や許可条件の厳格化、手数料率の実績の公開等の措置を講じていますが、法令遵守の徹底と雇用仲介事業の見える化に重きが置かれ、手数料の規制自体に踏み込んだものではありません。
- 職業安定法の改正により届出制手数料の容認がなされた事実を踏まえ、手数料については、法令等による上限の設定など実効性のある規制措置が必要です。

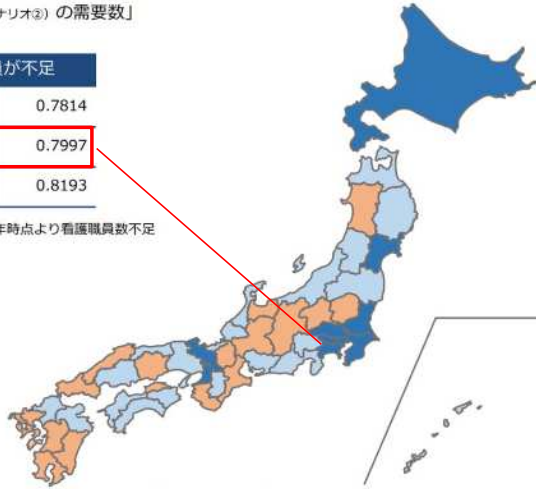
●各都道府県の供給数と需要数の比較

⇒「2023年の供給数」÷「2025年(シナリオ②)の需要数」

看護職員が充足		看護職員が不足	
佐賀	1.1542	大阪	0.7814
宮崎	1.1003	神奈川県	0.7997
熊本	1.0915	千葉	0.8193

※ 1.0未満であれば、2025年(シナリオ②)は2020年時点より看護職員数不足

- 1.0以上
- 0.9以上1.0未満
- 0.9未満



【資料出所】

・2025年の需要数：「医療従事者の供給に関する検討会 看護職員供給分科会 中間とりまとめ(概要)」(2019年11月15日)
 ・2023年の供給数：「2023年医療施設(診療)調査」「2022年、2024年衛生行政報告例(隔年報)」の数値に基づく推計値

●本市の平均家賃

●1畳あたりの家賃において、**全国平均を大きく上回っており、指定都市では1位。**

東京都特別区部	6,554円
川崎市	5,157円
横浜市	4,689円
全国平均	3,575円

※令和5年住宅・土地統計調査より

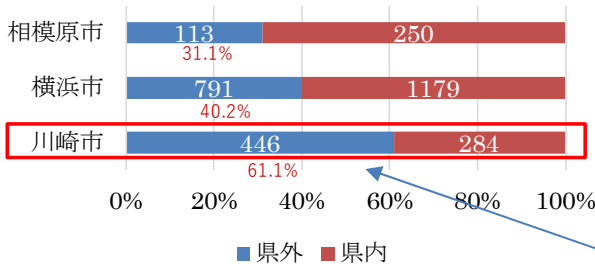
●月額平均家賃において、**東京都特別区部について、第2位。指定都市では1位。**

東京都特別区部	93,561円
川崎市	78,342円
横浜市	74,503円
さいたま市	68,003円

※令和5年住宅・土地統計調査より

●本市看護職員の採用状況

令和6年度 常勤看護職員採用所状況 (単位：人)



出典：「神奈川県 2023年度 看護職員就業実態調査(病院)」を基に作成

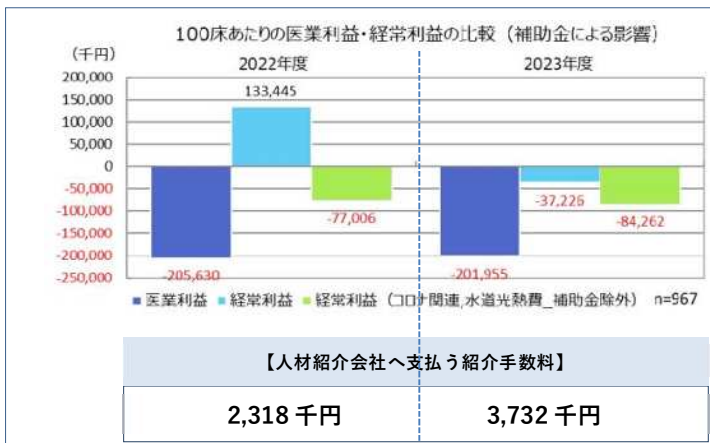
県内指定都市における看護師養成施設の状況

県内指定都市	養成施設数	対人口10万定員数
横浜市	17施設	39.6人
相模原市	2施設	28.4人
川崎市	3※施設	19.3人

出典：川崎市の独自調査により作成(令和8年4月1日時点)

※ 募集停止中の養成施設を除く

●経常利益と紹介手数料の年度間比較



出典：「2024年度_病院経営定期調査」

定員数が少なく、
県外からの採用割合は
60%を超える

経常利益が大幅に落ち
込む中、手数料は
前年比で1.6倍

学校におけるICT環境の整備について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」で示された優先的に整備すべきICT機器の整備等に要する費用について、全額国庫補助の対象とすること。
- 2 ネットワークや端末の更新、管理・運用など学習基盤であるICT環境を維持するための費用、学習者用デジタル教科書のライセンス料等、今後新たに発生する費用について、全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

- 令和7（2025）年1月24日に文部科学省が示した「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」（以下「整備方針」という。）では、学校におけるICT環境整備について優先的に整備すべきICT機器等の設置及び機能の考え方が整理され、整備方針を踏まえた「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」では、整備水準と実現に必要な事業費について地方財政措置が講じられています。
- 普通交付税の不交付団体である本市では、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人につき1台配布される学習用端末（以下「1人1台端末」という。）の更新費用のうち、地方交付税で措置される分について本市の財源で対応する必要があるなど、財政が圧迫されています。
- 整備方針では、原則無線LANによるネットワーク環境の特別教室への常設、ICT支援員の4校に1人の配置といった考え方や次世代型校務支援システムの整備などが示されており、実現に向けては更なる事業費が必要となります。
- コロナ禍に国庫補助を受けて整備されたGIGAスクール構想関連のネットワーク機器が更新時期を迎えています。加えて、物価上昇や整備方針で示された「当面の推奨帯域」の確保等により、ICT環境の維持にかかる費用は増大しています。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることによる「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、学校におけるICT環境の整備は必要不可欠な学習基盤であると本市でも認識しています。一方で、環境の充実や維持に係る費用が、各自治体の財政に与える影響は大変大きなものとなっています。

■ 1人1台端末用に整備した学習系ネットワークの特別教室常設に係る費用

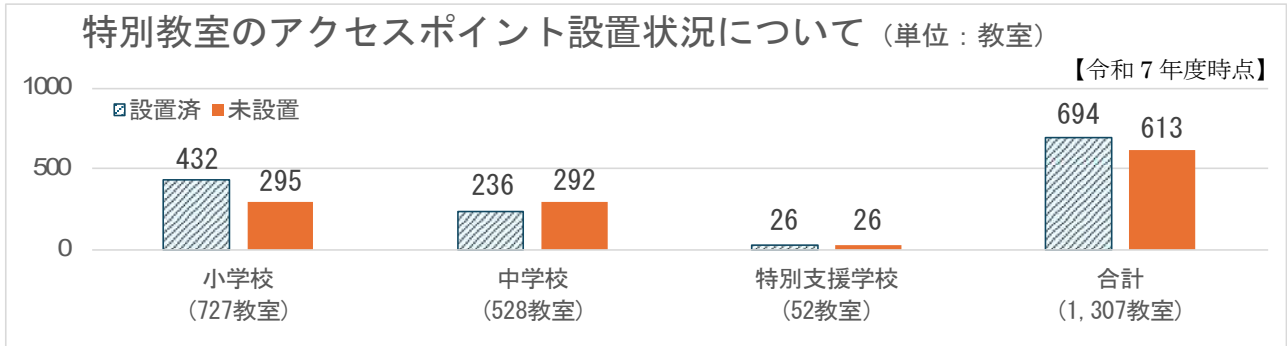
アクセスポイントが設置されていない特別教室 613

×

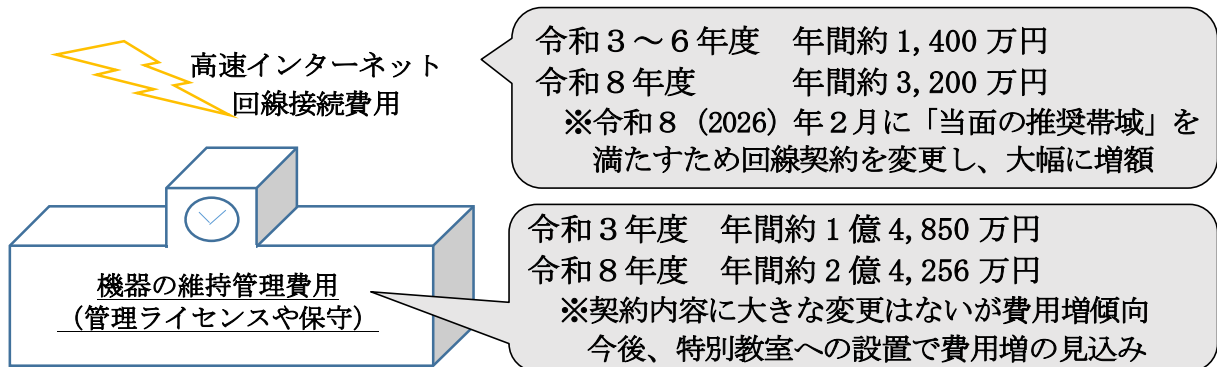
1教室あたりの整備費用 957千円
(令和7年度見積額)

=

約 5.9 億円



■ 1人1台端末用に整備した学習系ネットワークの維持に係る費用



■ その他の学習基盤としてのICT環境を維持するために必要な費用例上で説明した通信ネットワーク関連以外にも様々な費用が生じます。

毎年生じる主な費用

- ・ 端末やアカウントの管理・運用
- ・ ICT支援員
- ・ モバイルWi-Fiルータ
- ・ 学習用クラウドツールのライセンス
- ・ 学習者用デジタル教科書、指導書

定期的に生じる主な費用

- ・ 1人1台端末の更新 (令和8年度予定)
- ・ ネットワーク機器の更新 (令和2年度整備)

※端末更新には時限的に国庫補助が活用できるが、恒常的な制度が整備されておらず、継続的に活用できる国庫補助制度の整備が必要である。

この他にも、セキュリティに要する費用や大型提示装置などの機器の更新に要する費用、教職員を支える校務支援にかかるICT機器等の費用が生じている。

■ 次世代型校務支援システムの導入に必要な費用

国が掲げる令和11年度までの全自治体での次世代型校務支援システムの導入に向けて、校務系ネットワークを1人1台端末用に整備した学習系ネットワークと統合する必要があります。そのためには、流出・改ざん・棄損等の脅威に対応するアクセス認証型ネットワークの整備が不可欠であることから、これらの整備及び整備後の管理・運用に要する費用についても全額国庫負担で措置するようお願いします。

学校における医療的ケア児支援の充実について

【内閣府・文部科学省】

■ 要請事項

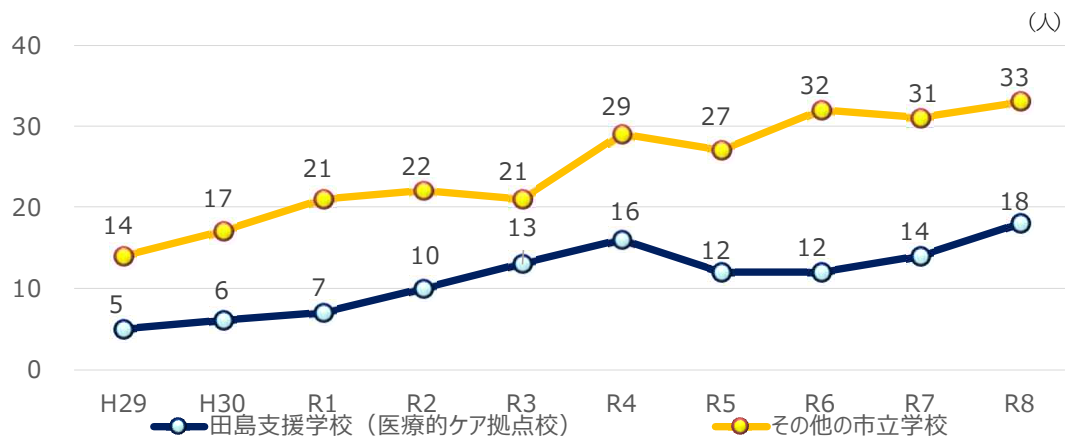
- 1 学校における医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を関係法令において公立学校における教職員定数に位置付けるなど、看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。
- 2 医療的ケア児の通学支援に向け、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 医療技術の進歩に伴って医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化する中で、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、令和3（2021）年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行されました。法においては、国や地方公共団体の責務等が規定されており、各地方自治体における主体的な取組が求められています。
- 市立学校に在籍する医療的ケア児は、特別支援学校のみならず、小・中学校においても増加傾向にあるとともに、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加しています。
- 本市において、スクールバスによる通学支援を委託により実施していますが、通学支援を必要とする医療的ケア児の人数も増加傾向にあり、実施に必要なスクールバスの確保に苦慮しています。
- 国においても、学校における看護師の配置に対する支援など、様々な支援を実施しているところですが、法の趣旨に基づき、学校において、医療的ケア児の増加等に適切に対応していくためには、国における支援を更に充実させる必要があります。

1 川崎市における状況

市立学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向にあり、特別支援学校のみならず、その他の市立学校においても増加しています。今後も受入児童生徒は増加を続ける見込みとなっています。



2 学校における医療的ケア児支援の状況 (令和8年度予算ベース)

(1) 学校における医療的ケア対応 (千円)

人員配置	対応
常勤8名	他の定数を自立活動教員(看護師)に振り替えて対応している状況

要請1
教職員定数の位置づけを!

人員配置	必要額	国庫補助※	市負担
非常勤10名	25,131	8,377	16,754
派遣委託 約33名	63,327	21,109	42,218

要請1
財政支援の拡充を!
(補助率の引上げ等)

(2) 通学支援 (本市ではスクールバスによる登下校の通学支援を実施) (千円)

対応	必要額	国庫補助※	市負担
同乗看護師委託 (1,550時間)	18,312	6,104	12,208
バス委託(バス 3台+運転)	27,534	0	27,534

要請2
バスの調達・運行を対象とした補助がないため、地域の実情に応じた財政措置を!

※教育支援体制整備事業費補助金(補助率1/3)

この要請文の担当課 教育委員会事務局学校教育課 TEL 044-200-2549

教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 年度途中の産育休取得教員に対する代替教員の前倒し任用について、8月以降の産育休取得教員も定数算定の対象となるよう拡充すること。
- 2 教育人材の確保が困難な状況が続いていることを踏まえ、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。
- 3 教員の負担軽減を更に進めるため、小学校における教科担任制の推進に向けた基礎定数化に加え、通級指導担当教員や初任者研修担当教員等の定数改善を行うこと。また、安全安心で持続可能な学校給食の提供体制の確保や食育等の更なる拡充のため、栄養教諭・学校栄養職員の全校配置に向けた定数改善を行うこと。
- 4 支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、また、特別支援学級の学級編制の標準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 5 教職調整額及び各種手当の改善など、教員の処遇改善に係る自治体の費用負担について、普通交付税の不交付団体に対しても適切な財政措置を行うこと。

■ 要請の背景

- 代替教員の確保は年度の後半ほど困難であり、これらの人材を早期に確保する必要があります。また、教員の人材不足は依然として厳しい状況にあり、将来の学校教育を担う人材を増やすため、国において効果的な施策を実施する必要があります。
- 教員の負担軽減に資する教科担任制の基礎定数化や通級指導等の定数改善に加え、食の安全安心等の更なる充実に向け、栄養教諭等の定数改善を行う必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加や障害の重度化、いじめや不登校、日本語指導を必要とする児童生徒への対応等支援を必要とするニーズの多様化を踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 普通交付税の不交付団体である本市では、教員の処遇改善に伴い、多大な財政的負担が見込まれます。地方財政を圧迫することにより、教育水準はもとより、行政サービスの低下を招く恐れがあります。

令和7年度の産休新規取得者数（月別）の状況（小・中学校）

(人)

年度\産休等始期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度	16	14	16	10	11	13	12	6	10	5	18	14	145
小学校	13	10	13	8	11	11	7	4	8	1	16	12	114
中学校	3	4	3	2		2	5	2	2	4	2	2	31

産休取得者は通年で発生するが、現制度では特に8月以降の代替教員の確保が困難

本市における支援を必要とする児童生徒数の状況

(1) 通級指導(巡回指導)を必要とする児童数の推移

(2) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移

年度末にかけて増加傾向

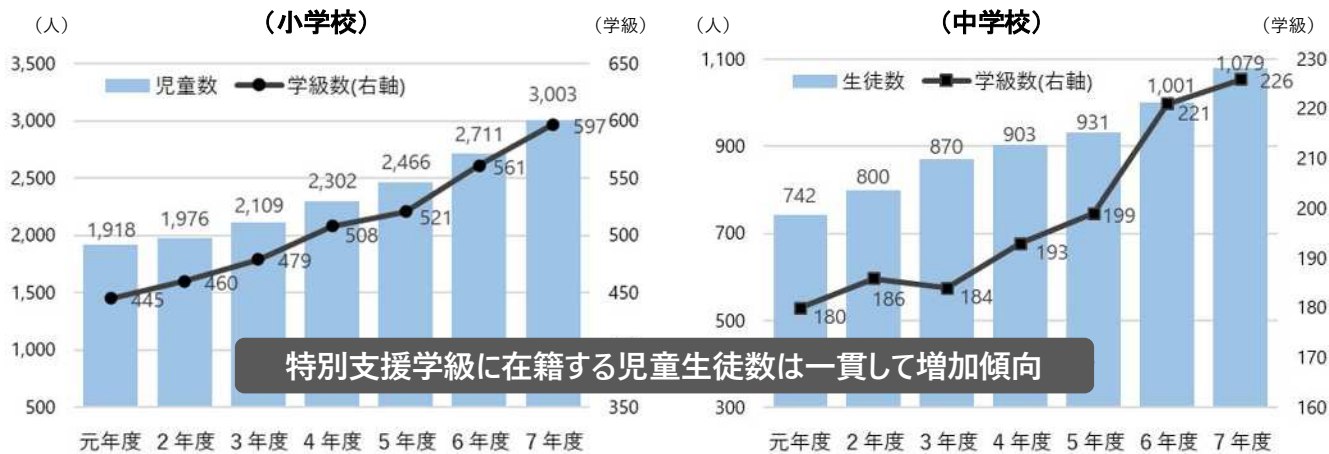
令和7(2025)年		4月	10月	3月
言語指導	指導人数	441	⇒ 455	⇒ 488
	(巡回)	(100)	⇒ (102)	⇒ (104)
情緒指導	指導人数	471	⇒ 484	⇒ 525
	(巡回)	(163)	⇒ (150)	⇒ (161)

()内は指導人数のうち、巡回指導の人数

年度	小学校	中学校	合計
2年度	520	167	687
3年度	637	154	791
4年度	733	147	880
5年度	915	169	1,084
6年度	960	208	1,168
7年度	1,100	244	1,344

5年間で約2倍

(3) 特別支援学級在籍者数及び学級数の推移



本市における教員の処遇改善に係る費用



本市の一般財源の増加額
R6年度⇒R13年度で
18.6億円の増加

※「教員特殊業務手当」と「新たな級の創設」は除く。

※高等学校分を含む。

この要請文の担当課/教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-0368

企業や大学と連携した高等専門学校の設立について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 本市及び我が国の持続的な発展を支える次代の高度産業人材を育成することを目的として、企業や大学と連携して高等専門学校を設立することについて、必要な財政措置を講ずること。
- 2 産学官が真に連携した高等専門学校の設立に向けて、技術的助言等必要な支援を行うこと。

■ 要請の背景

- 「2040年の産業構造・就業構造の推計」によると、AIやロボット等の活用を担う専門的・技術的人材や生産工程を担う人材が数百万人規模で不足することが見込まれており、我が国全体だけでなく、企業や研究所等の集積が進む本市においても、持続的な発展に向けて、これらを担う高度な人材の育成が求められています。
- 特に製造や情報通信に強みを持つ本市の産業特性を生かし、ものづくりやデジタル分野において、次代の産業を担う高度な人材を育成するため、企業や大学と連携し、共に運営する高等専門学校を、出来得る限り早期に設立できるよう、具体化に向けて取り組んでいます。
- 国の令和7年度補正予算において、AIや半導体、量子などの経済成長の実現に資する重点分野に係る、高等専門学校の新設等に関する補助金が計上されており、本市の取組は国の方向性とも整合していると考えています。
- 自治体と企業や大学が共に運営する高等専門学校の設立は、高度な産業人材の育成にとどまらず、産学官が真に連携した教育モデルとして、国全体への波及効果も見込めるものであり、その具体化に向けては、財政的支援に加え、設置認可等に係る技術的・人的支援も含めて、国における支援が必要です。

■ 我が国全体での次代の産業を担う高度な人材育成の必要性
(2040年の産業構造・就業構造推計)

2040年の就業構造推計

- 本推計では、少子高齢化による人口減少に伴って労働供給は減少するものの、AI・ロボットの活用促進や、リスキング等による労働の質の向上により大きな不足は生じない(約200万人分の不足をカバー)。今後、シナリオ実現に向けた政策対応が必要。
- 一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間によってミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要となる。



専門的技術的職業や生産工程を担う人材が数百万人規模で不足する見込み

■ 本市の産業特性等と国全体で目指すべきシナリオの親和性



- | | | |
|---|---|--|
| <p>製造</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 我が国を代表する企業の工場・研究所に加え、優れた技術力で国内外でトップシェアを誇る企業が多数立地 ■ 製造業における1事業所あたりの付加価値額及び1人あたりの付加価値額が政令市でナンバーワン | ➔ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 急速な技術革新等により産業構造が変化していく中で、次代の産業を担う人材が必要 ■ わが国のものづくりを支えてきた川崎市ならではの産業特性を生かした人材育成 <p>⇒ “ものづくり”、“デジタル”がキーワード</p> |
| <p>情報通信</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 世界的なIT・IoT企業が多数立地し、新川崎にはアジア初のゲート型量子コンピューターが設置 ■ 情報サービス業の従事者割合及び15歳以上就業者に占めるIT人材の割合が政令市でナンバーワン | ➔ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域医療を支え、地域包括ケアシステムに資する人材の育成に向け、市立看護短期大学を4年制化(R4(2022)) ■ さらに、高度医療人材育成に向け、大学院を開学(R7(2025)) |
| <p>医療福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 人口減少、超高齢社会の到来を見据えた先進的な地域包括ケアシステムの構築 ■ ライフサイエンス分野を中心とする最先端の研究開発機関が集積するキングスカイフロント | ➔ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域医療を支え、地域包括ケアシステムに資する人材の育成に向け、市立看護短期大学を4年制化(R4(2022)) ■ さらに、高度医療人材育成に向け、大学院を開学(R7(2025)) |

産学官が真に連携した次代の産業を支える
人材育成の新たなモデルを構築し、本市だけでなく、
我が国や世界をもリードする人材を川崎から生み出す

緑地保全事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

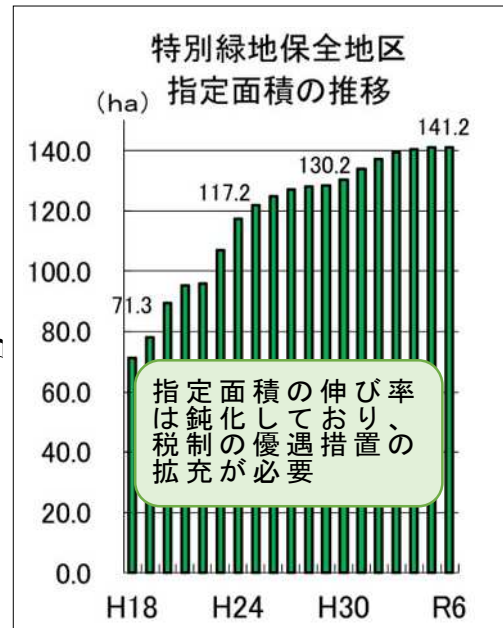
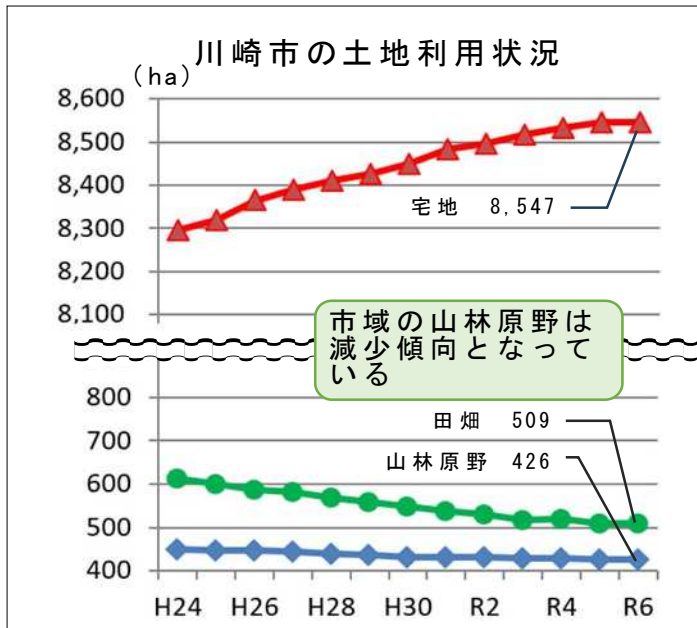
- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、保全緑地の更なる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 保全緑地の再生や樹木の維持管理に対する必要な財政措置を講ずること。
- 3 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、本年3月に「みどりの将来像」を策定したところであり、市域の緑のネットワーク形成、気候変動対策、生物多様性の確保、幸福度（Well-being）や都市景観の向上に向けて、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵などで特別緑地保全地区の指定の取組を進めています。
- 本市では、保全した緑地における「利活用と保全の好循環」の創出に向け、市民等との協働による保全管理活動を進めています。一方、市街地内の緑地においては、管理施設や斜面地の安全対策を図る施設等の整備が必要となっています。また、相続等による特別緑地保全地区内の土地の買入れ申出が増えています。
- ナラ枯れ被害や大径木化に伴い倒木等の災害が発生する恐れがある樹木等の択伐や持続的な林床管理など、生物多様性の確保や都市のグリーンインフラとしての機能を発揮させるための対応が必要となっています。
- 本市は首都圏の中心部に位置しており土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、地権者からの協力を得るための相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

- 令和9年度計画事業費
約6.6億円（国費 約2.3億円）
 - ・特別緑地保全地区用地取得費 約6.0億円（国費 約2.0億円）
 - ・特別緑地保全地区整備費 約0.6億円（国費 約0.3億円）



里山の風景
(黒川よこみね特別緑地保全地区)



市民協働による保全管理
(特別緑地保全地区)



ナラ枯れの様子
(西黒川特別緑地保全地区)



管理されていない竹林の様子
(黒川広町特別緑地保全地区)

※川崎市みどりの将来像

市制 100 周年の象徴的事業として開催した全国都市緑化かわさきフェアでの「みどりの KAWASAKI 宣言」で目指すこととしている「人と自然が共生する幸福な社会」の実現に向けて、ネイチャーポジティブなどの地球環境に関する世界的な潮流や、気候変動などの社会環境の変化などに対して、これまで以上に高い意識を持って、目標とすべき「川崎市みどりの将来像」をとりまとめました。

緑地保全の取組を着実に進めるための必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 等々力緑地について、民間活力を導入した再編整備を着実に進められるよう、事業の進捗に応じた財政措置を講ずること。
- 2 本市の公園緑地の拠点である、生田緑地や菅生緑地の整備や用地取得について、確実に推進するために必要な財政措置を講ずること。
- 3 公園施設に係るライフサイクルコストの縮減に向けた遊具等の長寿命化に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 誰もが暮らしやすく住み続けたいまちの実現に向け、富士見公園、等々力緑地、生田緑地を中心に、みどりのまちづくりを持続的なものにするため、みどりの価値・魅力の創出や多様な主体との協働・共創の取組を一層推進することが必要です。
- 富士見公園、等々力緑地では、民間活力を導入し、防災・グリーンインフラ・健康づくりなど新たなニーズに対応した再編整備を進めます。また、生田緑地や菅生緑地では、生物多様性の確保や市民協働による取組の推進のため、整備や用地確保が必要です。
- 特色ある公園緑地に向けては、様々なニーズに対応した公園の柔軟な利活用によるオープンスペースの創出など、更なる魅力づくりが必要であるとともに、公園施設の戦略的な維持管理・更新により長寿命化を図ることが必要です。

■ 費用

- 令和9年度計画事業費 約 24.1億円（国費 約 12.0億円）
 - ・整備費 約 23.5億円（国費 約 11.8億円）
 - ・用地費 訳 0.6億円（国費 約 0.2億円）



「生田緑地」
施設整備
用地買収



	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度～
富士見公園	再編整備			
等々力緑地	再編整備			
生田緑地	整備・用地確保			
菅生緑地	整備・用地確保			
夢見ヶ崎公園	整備計画	整備設計		再整備
公園施設の 長寿命化	公園施設更新 公園施設長寿命化計画 改定			

・公園緑地等の再整備や用地取得、公園施設の長寿命化等の維持管理・更新に必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390
建設緑政局富士見・等々力再編整備室 TEL 044-200-2417

羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 羽田空港の新飛行経路運用について、B777 などの騒音影響の大きい機材や国際便のB滑走路運用の見直しなど、騒音・振動軽減対策を図ること。
- 2 殿町周辺地域は他地域と比べ、極めて大きな騒音値が計測されていることから、防音工事助成制度について、住宅、学校、病院、研究施設等に対する助成制度の充実を図ること。また、研究機関等の意見に応じ、現状把握や専門家による科学的調査など必要な対応を行うこと。
- 3 騒音測定局を活用し、住宅地への影響把握及び市民の理解に関する取組を行うこと。
- 4 コンビナート地域や住宅地等の上空飛行における安全対策の強化を図ること。

■ 要請の背景

- 本市に向け離陸する新飛行経路は、他地域と比べ極めて大きな騒音が発生し、大型機では国の推計平均値 91dB を上回る騒音が複数回計測されています。また、新飛行経路運用開始以降、年々騒音値が上昇していることや、環境基準の類型指定により周辺住民の騒音への関心が高まっていることを踏まえ、B777 などの騒音影響の大きい機材や6千km未満の国際便のB滑走路からの離陸運用の見直し、離陸頻度の高い小型機材の更新などに加え、低騒音機に、よりインセンティブが発生する着陸料の見直しなど、より一層の騒音・振動対策の強化が必要です。
- 殿町周辺地域は、特に南風運用が多い時期に極めて大きな騒音が生じており、経路周辺の住民からは、対策を求める意見が毎年寄せられているため、助成制度の見直しが必要です。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含めるとともに、現状把握や必要に応じて専門家による科学的調査などの対応が必要です。
- 令和6（2024）年1月2日に羽田空港内で発生した航空機事故を受け、依然として市民から不安の声が上がっており、安全対策の更なる強化や市民への情報提供について、国が責任を持って行う必要があります。

■新飛行経路

B滑走路西向き離陸
 ⇒南風運用(年間の約4割)
 運用時間:15時~19時のうち3時間
 1時間あたり20便程度



・殿町国際戦略拠点の隣接エリア及び東海道貨物支線の内陸側に住宅が多く立地
 ⇒各騒音測定局を活用し、騒音影響のきめ細かな把握及び情報提供を行うこと

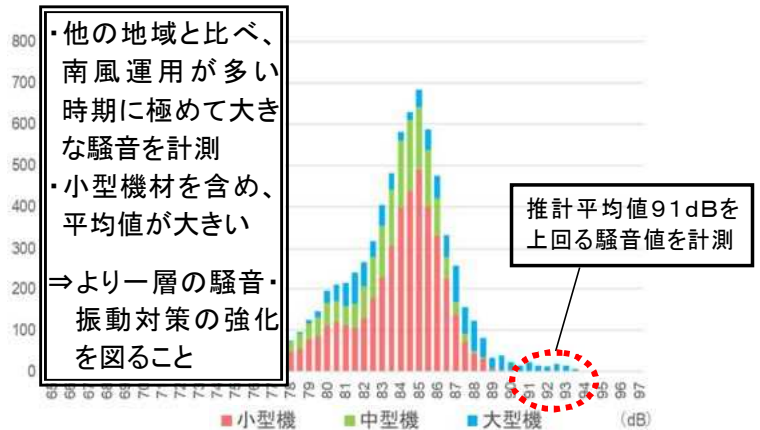
■騒音測定局 (国立医薬品食品衛生研究所) の測定結果

	実測値の平均 (R7.4.1~R7.10.31)	説明会等でお示した 推計平均値 ^{※1}
大型機	87.1	91
中型機	84.1	-
小型機	84.5	86
全体	85.0	-

※1 住民説明会等でお示した推計平均値のうち、本測定局における想定高度や想定経路からの側方距離に対応する値

Lden ^{※2}	平均 (R7.4~R7.10)
	59.3

※2 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標。

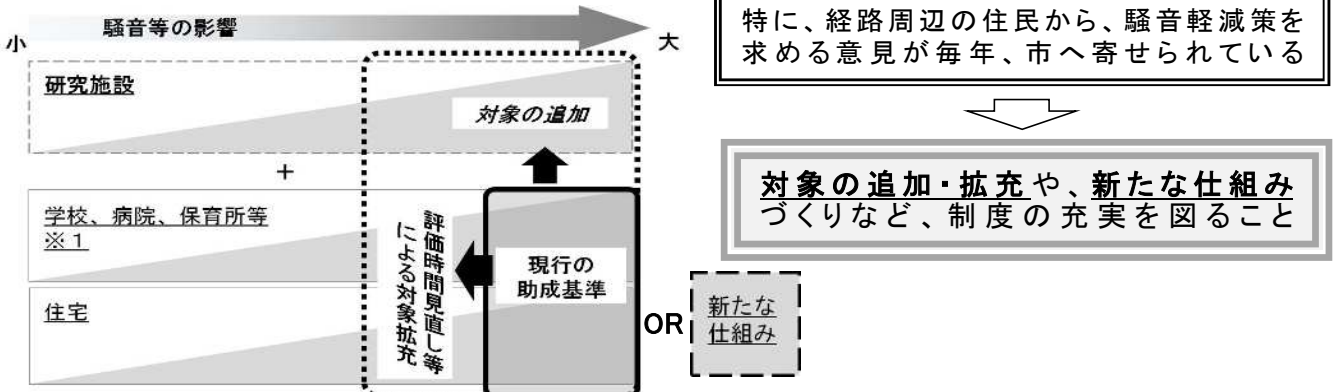


- 他地域における実測値平均(全体)上位3地点
- ・南部下水道事務所(品川区、A着陸):74.9dB(Lden49.1)
 - ・羽田小学校(大田区、B離陸):74.0dB(Lden48.9)
 - ・高輪台小学校(港区、C着陸):72.9dB(Lden50.4)

●過年度の年間Lden値

年度	R2	R3	R4	R5	R6
年Lden	52dB	54dB	55dB	58dB	58dB

■防音工事助成制度の充実



※1: 2018年4月に教育施設等の対象施設の追加及び評価時間の見直しを実施

この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2717

都市部における公営住宅の整備や耐震対策等による安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

公営住宅等の整備・改善をはじめとした高齢者等の居住の安定確保、総合的な耐震対策や密集市街地の改善に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、老朽化の更なる進行により、更新等を要する住宅ストックの増加が続く公営住宅の整備・改善を着実に進めるなど、持続可能で安全・安心な暮らしを支える住宅の供給に向けた取組を推進するために必要な財政措置を求めます。
- 近い将来の発生が想定されている首都直下地震に備え、沿道建築物や助成制度対象を拡充した木造住宅など既存建築物の耐震化を効率的に促進するためには十分な財政措置が必要です。また、衛星による崖の変動観測を行うなど、宅地の安全対策を促進しており、こうした新技術を活用した取組等が助成対象となるよう一層の制度拡充が必要です。
- 本市では、火災延焼被害が広い範囲に想定されていることから、大規模地震発生時に人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。この様な自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。

■ 費用

- 令和9年度計画事業費
約98.1億円（国費 約36.5億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約88.8億円（国費 約32.1億円）
 - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 約4.6億円（国費 約2.1億円）
 - ・ 密集市街地の改善事業 約4.7億円（国費 約2.3億円）

■ 効果等

- 安全・安心な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定
- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保

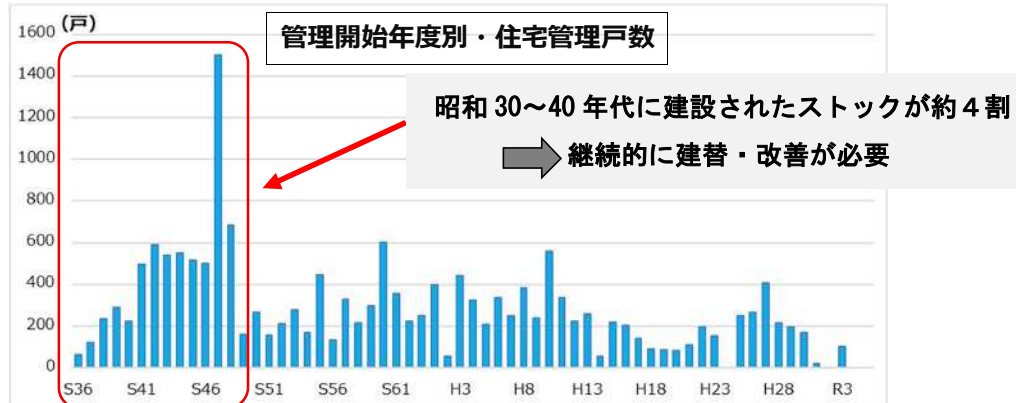
公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

- ・小倉西住宅（1棟110戸）、清水住宅（75戸）、千年前田住宅（1棟58戸）など

■公営住宅ストック改善事業

- ・長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全39団地 125棟）



■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

住宅・建築物等の耐震対策事業等

■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、令和8年3月に改定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき各種施策を推進しています。

目標：①住宅全体の耐震化率を令和12年度までに98%とする。

木造戸建て住宅の耐震化率を令和12年度までに95%とする。

②大規模建築物：令和12年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消する。

沿道建築物：令和12年度までに通行障害解消率※を86%とする。

※通行障害解消率とは、指定道路の総延長に対する建築物が倒壊した場合でも通行可能な距離の割合

主な取組：○木造住宅耐震対策 ○民間マンション耐震対策

○特定建築物等耐震対策 ○耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：不燃化重点対策地区内の想定焼失棟数を令和11年度までに30%削減

主な取組：○密集住宅市街地整備促進事業 ○老朽建築物除却事業

○住宅等不燃化推進事業 ○区画道路拡幅促進事業など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707

まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 高規格堤防整備事業について、戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進、鈴木町地区の治水安全度の向上を目指した事業推進、殿町地区の拠点価値の維持向上に資する安全確保に必要な対応など、着実な整備の推進を図ること。
- 2 高規格堤防の整備に併せたまちづくりについて、事業の進捗に応じた財政措置を講ずること。

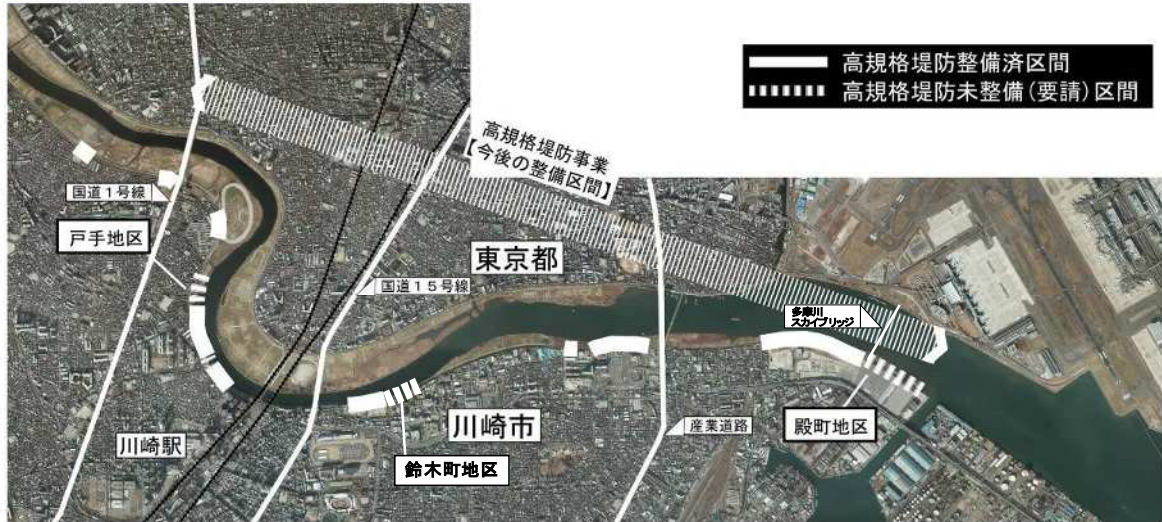
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 戸手地区は、台風による冠水被害等が度々生じていますが、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区等で甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域であるため、残る上流部についても早期の整備が必要です。また、周辺の見晴らし公園から六郷の渡しでは、低水護岸整備に併せた治水安全度の向上と共に、本市の玄関口にふさわしい「かわまちづくり」を官民連携で推進する必要があります。
- 鈴木町地区については、令和元年東日本台風の際に河港水門からの越水等による浸水被害があったことを踏まえ、同地区の治水安全度の向上を図るため、高規格堤防整備を推進していく必要があります。
- 殿町地区については、国際戦略総合特区等の指定を受け、世界的なイノベーション創出拠点として概成し、最先端の研究開発が行われており、激甚化・頻発化する災害に対する治水安全度の一層の向上を図る取組を継続的に行う必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。また、高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・鈴木町地区・殿町地区（位置図）



戸手地区



戸手地区（上流部）

※令和元年東日本台風による被害状況



戸手地区 要請額（優良建築物等整備事業）

令和9年度 計画事業費	内、国費
約 215,640 千円	約 85,320 千円

鈴木町地区



殿町地区



**今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸（戸手地区、鈴木町地区、殿町地区）の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。
高規格堤防整備に併せたまちづくりについて、事業進捗に応じた財政措置を行うこと。**

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730
建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

平瀬川の更なる治水安全度の向上を図る事業は、完成するまで長期間を要することから、計画的に事業執行するための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、平瀬川と多摩川の合流部周辺で浸水被害が発生しました。
- 本事業は、令和3（2021）年3月に策定された「多摩川水系流域治水プロジェクト」において、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策に位置付けられており、治水対策を確実に実施することが必要です。
- 令和4（2022）年2月に策定された「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」に基づき、多摩川本川水位を考慮した堤防整備に令和7（2025）年3月より着手しており、着実に事業を推進するためには、計画的な財源確保が必要となります。

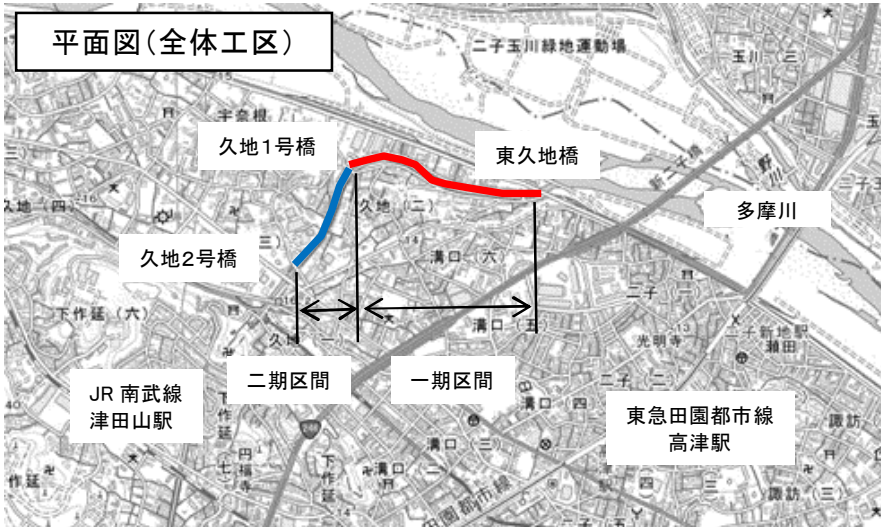
■ 費用

- 補助対象事業費【一期区間】 約80.0億円
(国費 約26.7億円 県費 約26.7億円)
- 補助対象事業費【令和9年度】 約10.8億円
(国費 約3.6億円 県費 約3.6億円)

■ 効果等

- 多摩川の水位上昇に対して、更なる治水安全度の向上が図られます。
- 令和元年東日本台風で浸水した地域については、同規模の降雨に際しても、浸水被害を解消することができます。

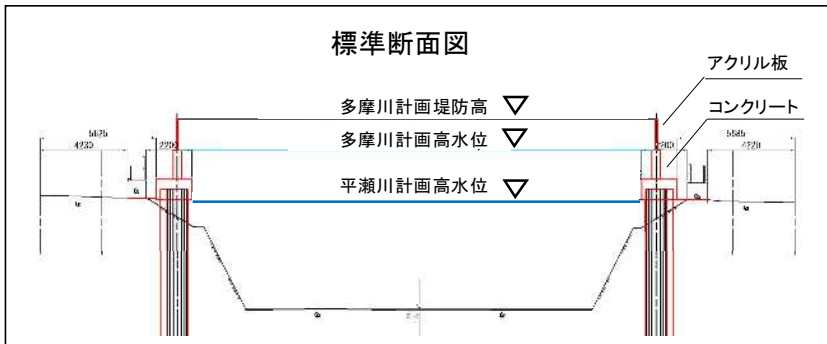
事業概要



現況



整備後



【一期区間】

- 計画区間 川崎市高津区久地2丁目地内
- 計画期間 令和6年度～令和14年度
- 補助対象事業費 約80億円
- 事業の概要 自立式特殊堤の整備(区間延長約700m)

○今後の事業費の見込み

(単位：百万円)

	過年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	合計
補助対象事業費	1,461	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	7,995
国費	487	363	363	363	363	363	363	2,665

平瀬川・多摩川合流部対策の早期完成に向けた継続的な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-290

河川管理施設の老朽化対策について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 河川管理施設の老朽化対策を計画的に推進するため、必要な財政措置を講ずること。
- 2 国土交通省所管補助金等交付規則等における現行制度の要件緩和及び県も負担する制度とすること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する一級河川及び準用河川の延長は約 38km ありますが、そのうち、約 6 割が改修後、概ね 50 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生 of 切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震などの災害に備える必要があります。
- 本市では、年間約 3 億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくためには財政措置が必要です。
- 老朽化の進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川 of 特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっており、老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸変状が確認されたことから、治水安全性を確保するために、平成 28 年度から工事を実施しています。
- 河川管理施設の修繕や更新を円滑に進めるため、令和 4 年度に国土交通省所管補助金等交付規則が改正され、河川メンテナンス事業が創設されましたが、準用河川及び普通河川は採択基準の対象外であるため、当該基準の緩和に加え、施設機能向上事業等の当初予算を含めた計画的な財源確保や県の負担を定めることが必要です。

■ 費用

- 令和 9 年度計画事業費 約 4.0 億円 (国費 約 2.0 億円)

■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川



〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の目違い



護岸背面部の空洞



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

〔一級河川平瀬川の護岸更新〕



鋼管杭の打設



完成箇所

一級河川平瀬川の河川管理者は県であるが、
河川法第 16 条の 3 の基づき川崎市が河川工事を実施
【現状 (施設機能向上事業) : 国費 1 / 2 市費 1 / 2】



河川管理者である県に対しても費用負担を求めたい

(都市基盤河川改修事業の例)

「国費率：1 / 3 (都道府県が市町村に対し事業費の 1 / 3 を負担する場合に限る。)」(「社会資本整備総合交付金交付要綱より」)

河川管理施設の老朽化対策を計画的に推進するため、必要な財政措置を講ずること

国土交通省所管補助金等交付規則について、現行制度の要件緩和や県も負担する制度を講ずること

水道管路更新・耐震化の推進について

【国土交通省】

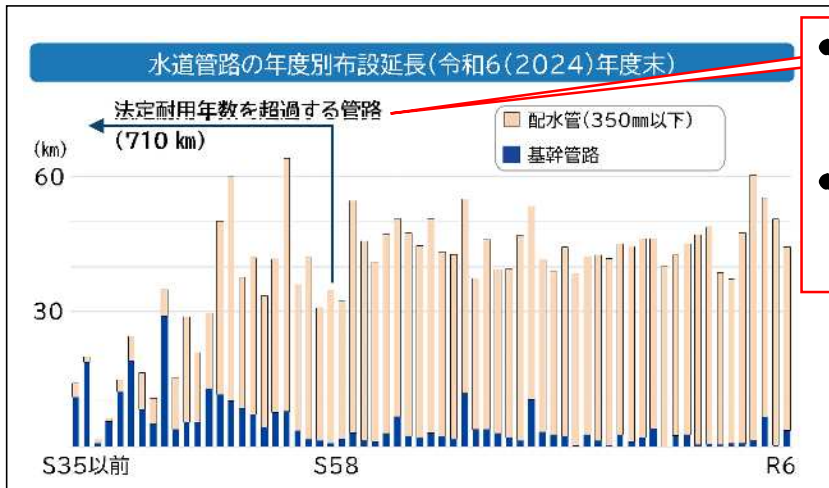
■ 要請事項

災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の耐震化や老朽化した管路の更新・耐震化を推進することについて、必要な国庫補助制度における継続的かつ確実な財政措置及び採択基準の緩和を講ずること。

■ 要請の背景

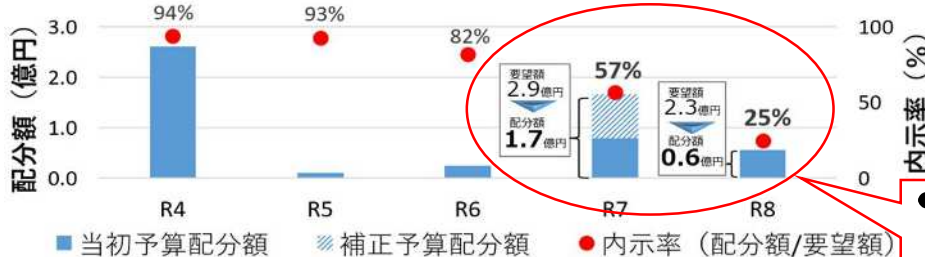
- 令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震では、水が使えることの重要性があらためて認識されており、災害時の拠点となる避難所等の重要施設に係る上下水道管等の一体的な耐震化やネットワーク化が求められています。
- 令和7（2025）年4月に京都市下京区で発生した漏水事故に代表されるように、全国的に老朽化した水道管による事故が多発しており、市民生活に欠かせない水道の安定供給がより一層求められています。
- 本市においても、安定給水の確保や漏水等に起因する二次災害の防止に向けて、重要施設に至る管路や緊急輸送道路下の管路の更新・耐震化を加速させるため、補助金の要望を行っています。しかしながら、当該事業に係る要望額に対して実際の配分額は、令和7年度は約57%（補正予算を含む）、令和8年度は約25%と大きな乖離が発生しており、当該管路の更新・耐震化を着実に実施するため、継続的かつ確実な財政措置が必要です。
- 水道の安定給水に向けては、法定耐用年数である40年を超過している非耐震管など、事故発生リスクが高い管路の更新も進める必要があります。そのため「老朽管更新事業」の補助要件である水道料金に関する要件や、管種・口径に関する要件の緩和及び新規事業採択の再開が必要です。
- 本市をはじめとした大都市の水道事業は、人口密集度の観点から災害等による被害が発生した場合、日本の社会や経済に与える影響は非常に大きいことから、水道の基盤の強化のため、国による確実な財政措置や補助要件の緩和が必要です。

■ 管路の年度別布設延長



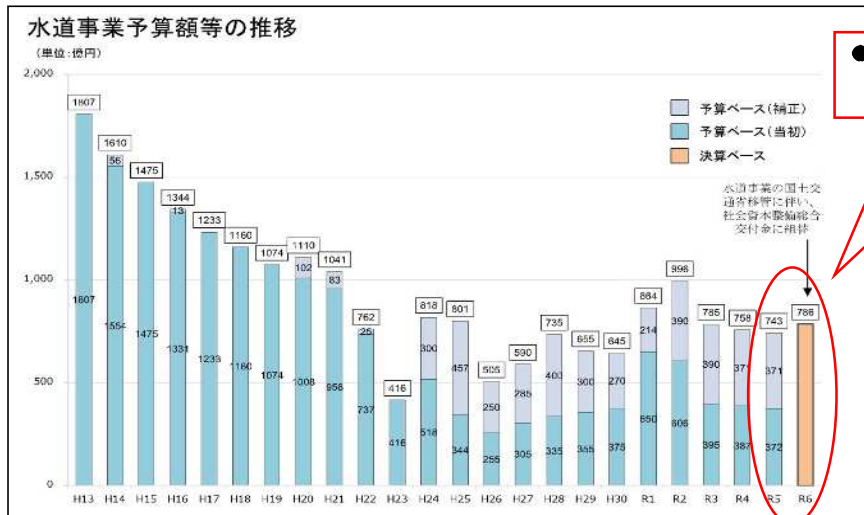
- 法定耐用年数である**40年**を超過している管路は約**710km**存在
- 当該管路の**更新にあたって採択基準の緩和が必要**

■ 本市の配分額及び内示率(配分額/要望額)の推移



- 要望額に対する内示率が低迷しており、**令和8年度の内示率は約25%**

■ 国全体の水道事業予算等の推移



- 近年の国の予算は横ばい傾向、**財政措置が必要**

※出典：国土交通省「令和8年度上下水道関係予算の概要」

国庫補助金等の要望額に対する配分額
(内示率)は年々下がっている



地方が必要とする総額を確保し、継続的かつ確実な財政措置が必要

水道管路の更新・耐震化を推進するために、必要な採択基準の緩和及び継続的かつ確実な財政措置を講ずること

工業用水道管路更新の推進について

【経済産業省】

■ 要請事項

工業用水道管路の更新・老朽化対策を推進することについて、必要な国庫補助制度における継続的かつ確実な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎市の工業用水道は、わが国初の公営工業用水道事業として昭和12（1937）年に給水を開始し、数次の拡張事業などにより安定給水の確保に努めてきましたが、主に拡張期に整備したことから、令和6年度末時点で管路の老朽化率（法定耐用年数超過率）は約87%となっており、長沢浄水場も運転開始から70年経過しています。
- インフラの適切なメンテナンスの重要性が改めて認識される中、令和7年度には老朽化した施設・管路の更新計画を策定するとともに、料金改定を実施しています。
- 更新計画に基づく施設・管路の更新のために、本市では令和19年度までに平均50億円以上／年の建設改良費が必要となる見込みですが、国全体の予算規模は令和4～6年度の3年間平均で約38億円（補正予算含む）となっており、老朽化した施設・管路の更新を着実に実施するため、継続的かつ確実な財政措置が必要です。
- 本市は四大工業地帯の普通交付税不交付団体であることから補助率が18.75%であり、その他地域の工業用水道事業（概ね30%、22.5%）や、国土交通省の水道事業（概ね1/3、1/4）と比べて低い水準となっています。製造業において大規模なサプライチェーンが構築されている中、産業の血液である工業用水が停止することで、本市はもとより日本経済に非常に大きな影響を与えることから、四大工業地帯のみならず工業用水道事業全体の補助率の引き上げが必要です。また、工業用水道事業は公営企業として独立採算制での運営を原則としていることから、普通交付税不交付団体への補助率引き下げ要件の撤廃が必要です。
- わが国の産業の持続的な発展や国際競争力の強化に資する、豊富低廉な工業用水を安定的に供給するためには、国による予算確保や補助率引き上げなどの継続的かつ確実な財政措置が必要です。

■ 本市工業用水道事業の施設・管路更新計画及び事業費見込み額

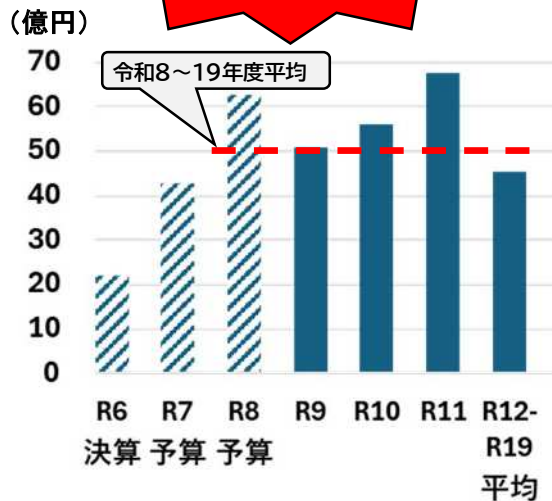


主要施設・管路の位置や経過年数など(経過年数は令和7年度末時点)

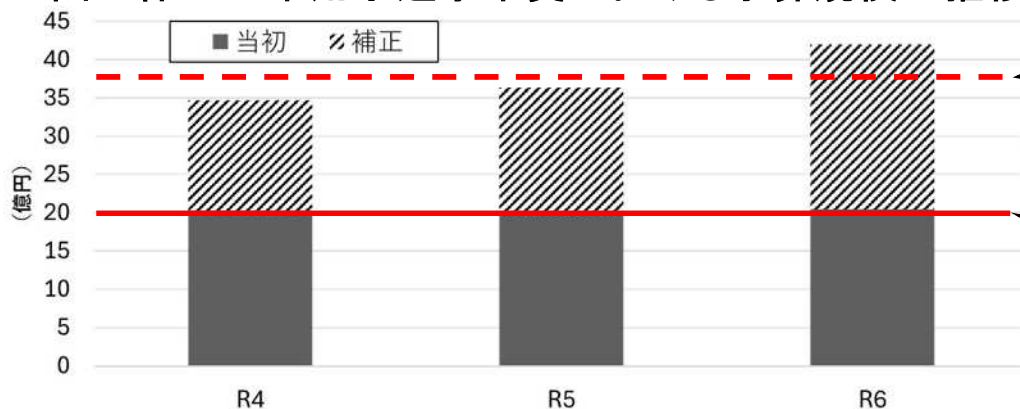
	R6	R12	R16	R26	R36	R46
長沢浄水場	設計等	施工				
2号送水管	設計等	施工				
3号送水管		水需要調査	設計等	施工		
1号送水管				水需要調査	設計等	施工

主要施設・管路の更新スケジュール

現状の倍以上の
年平均約50億円
の事業費が必要



■ 国全体の工業用水道事業費における予算規模の推移



補正含む国全体の
予算額は平均約38億円
(令和4~6年度平均)

近年の当初予算額は
約20億円前後で推移

国全体の予算は令和4~6年度の3年間平均で**約38億円**(補正予算含む)

■ 工業用水道事業費補助金の補助率

(単位:%)

	四大工業地帯	その他地域
地盤沈下対策事業	22.5 (18.75)	30 (26.25)
基盤整備事業	15	22.5

()内は、普通交付税不交付団体に適用

川崎市の補助率

管路更新を推進するために、必要な国庫補助制度における継続的かつ確実な財政措置を講ずること

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

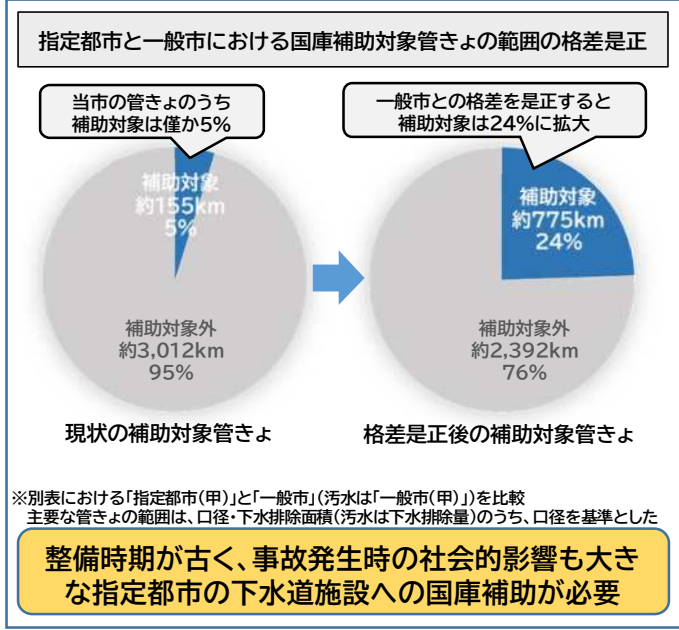
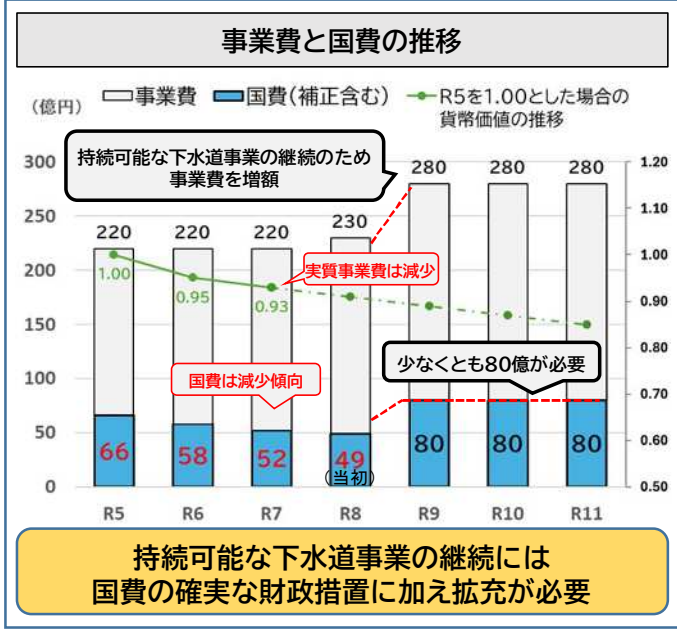
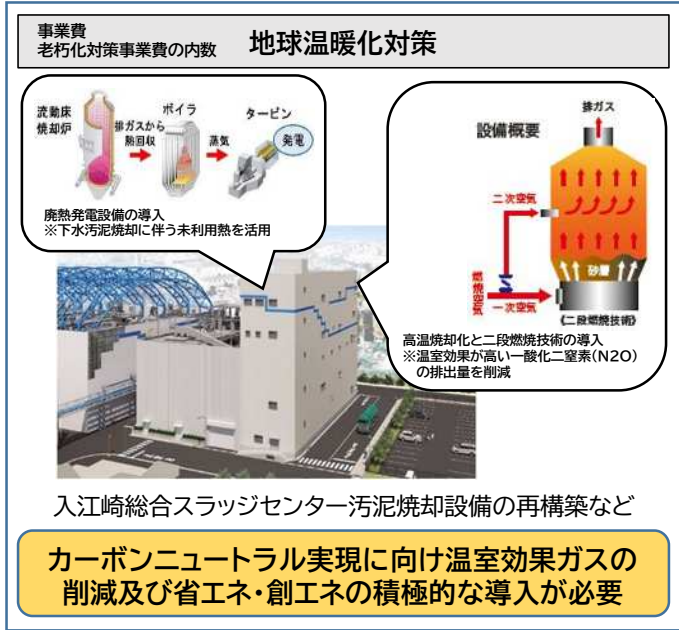
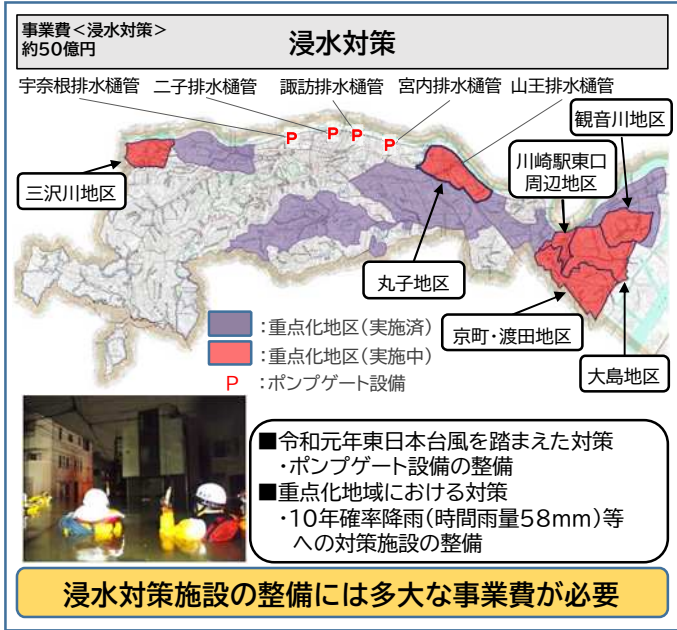
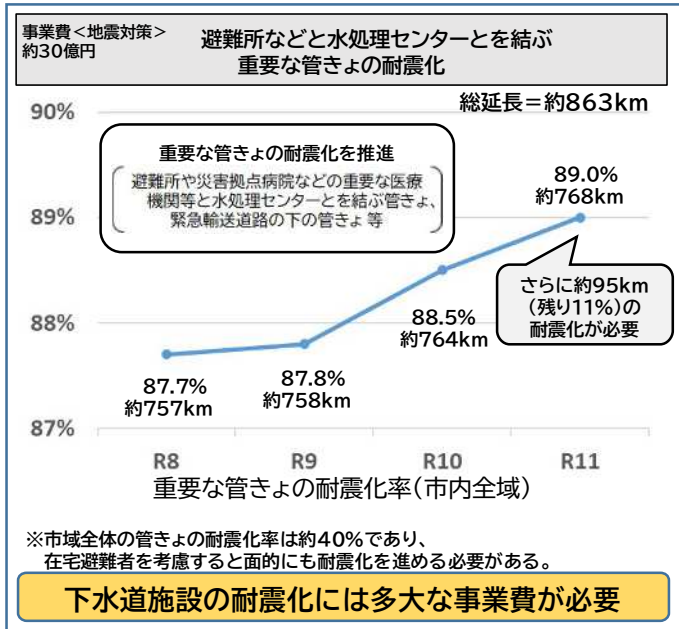
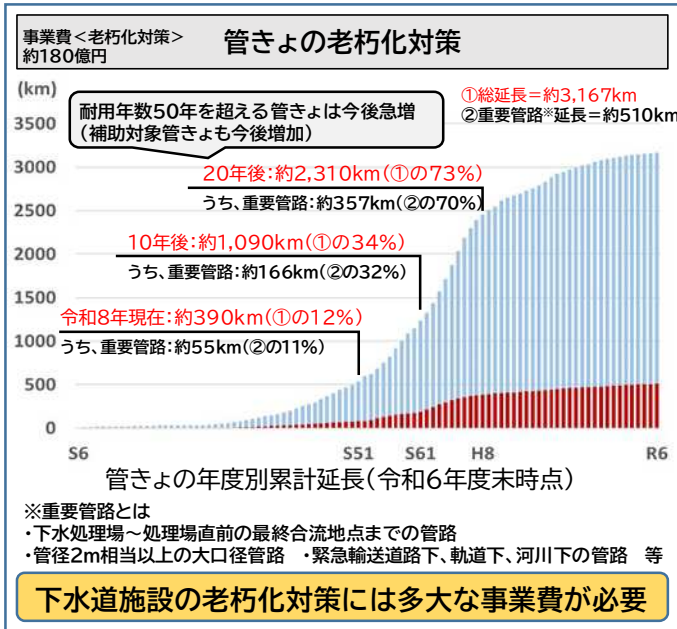
- 1 社会的影響の大きい重要管路をはじめ、老朽化した下水道施設の更新を計画的に推進するため、継続的かつ確実な財政措置を講ずること。
- 2 上下水道管路等の一体的な耐震化に加え、緊急輸送道路等の重要な管きよ等の耐震化を推進するため、継続的かつ確実な財政措置を講ずること。
- 3 浸水リスクの高い地域や、令和元年東日本台風により被害を受けた地域等における浸水対策を着実に推進するため、継続的かつ確実な財政措置を講ずること。
- 4 地球温暖化対策の推進や健全な水環境の確保のため、温室効果ガス排出量の削減、省エネ・創エネの導入や高度処理化の推進に必要な財政措置を講ずること。
- 5 補助対象範囲について一般市との格差是正を図るとともに、財政措置制度について地域の実情に応じた柔軟な運用を行うこと。

■ 要請の背景

- 下水道管路の全国特別重点調査の結果を踏まえた対策など、下水道施設の老朽化対策のさらなる強化に取り組むため、継続的かつ確実な財政措置が必要です。
- M7クラスの首都直下型地震など、切迫する大規模な地震に備えるため、下水道施設の耐震化をはじめとした地震対策には、継続的かつ確実な財政措置が必要です。
- 浸水被害を受けた地域等における対策や、今後の気候変動に伴う降雨量の増加に備える対策には多大な事業費が必要であるため、継続的かつ確実な財政措置が必要です。
- 下水道事業による温室効果ガス排出量は、当市役所の活動の中で大きなウェイトを占めており、2050年カーボンニュートラルの実現には、継続的な財政措置が必要です。
- 指定都市の下水道は、一般市に比べ整備時期が古く、事故発生時の社会的影響も大きいいため老朽化対策に係る補助対象範囲について格差是正が必要です。また、汚水管きよの改築に係る財政措置制度は、ウォーターPPPの導入決定を要件としています。が、地域ごとに異なる官民連携のあり方を踏まえ、柔軟な制度運用が必要です。

■ 費用

- 令和9年度計画事業費 約280億円（国費 約80億円）



プラスチック資源循環に向けた取組について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 プラスチック使用製品の設計から廃棄に至るまで、製造・販売事業者、消費者、市町村がそれぞれの役割を担いながら資源循環を進めることが求められていることから、国において、市町村及び事業者のプラスチック資源循環に係る取組状況及び費用負担の実態について、継続的かつ体系的に把握・検証すること。
- 2 前項の検証結果を踏まえ、事業者の取組が不十分と認められる場合には、助言・指導の強化や制度的措置等、実行性のある対応を講じること。
また、プラスチック使用製品廃棄物の収集運搬・中間処理等を担う市町村の費用負担が大きい現状を踏まえ、事業者が収集運搬費用等を一定程度負担する仕組みの導入など、市町村の財政負担を軽減するための制度を構築すること。

■ 要請の背景

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまで、製造・販売事業者、消費者、市町村がそれぞれ役割を担い、社会全体で資源循環を進めることが求められています。このため、国には、各主体の取組状況や費用負担の実態を把握し、進捗状況を検証する役割があります。しかし、市町村及び事業者の取組内容や費用負担について、全国的かつ体系的な検証が十分に行われているとは言い難い状況です。今後、制度趣旨に沿った資源循環を着実に推進するためには、国において、市町村及び事業者の取組状況や費用負担の実態を的確に把握・検証することが不可欠です。
- 法の施行以降、特定プラスチック使用製品の有料化や自主回収計画の認定取得など、事業者による取組は一定の広がりを見せています。一方、流通したプラスチック使用製品が廃棄物となった場合、その多くについて、収集運搬や中間処理、再商品化に要する費用は市町村が負担しているのが実情であり、事業者による自主回収や費用負担は限定的です。その結果、市町村の収集運搬費用などの財政負担は厳しい状況にあり、特別交付税措置のみでは十分とは言えません。プラスチック資源循環を推進するためには、市町村に負担が偏る構造を是正し、事業者の関与や費用負担を適切に位置付けた制度的措置を国において講じる必要があります。

■ プラスチック資源循環法に基づく各主体の役割

〈事業者による取組例〉

主体	役割
国	・事業者や市町村の取組状況を把握し、 全体的な進捗状況を定量的に検証 ・取組が不十分な事業者への指導 等
事業者	・環境に配慮した製品の設計・製造 ・使用・提供の合理化 ・自主回収及び再資源化 ・取組状況の把握及び公開 等
市町村	・家庭から排出されるプラスチックの 分別収集・再商品化 等



ワンウェイプラ
提供の有料化



使用済み容器の自主回収



- 各主体が役割を果たすことによる社会全体での資源循環の推進が必要
- 事業者の取組が法制定時に想定した効果をあげているか、国において定量的に把握・検証し、必要に応じて事業者への適切な対応が必要

■ プラスチックの分別収集から再商品化に伴う市町村の負担について



- プラスチックの分別収集から再商品化に係る市町村の負担は大きい
- 事業者の取組が不十分な場合、流通したプラスチックは最終的に家庭から排出されることとなるため、市町村の負担が増大する
- 製造・販売事業者が費用を一定負担する制度の構築や確実な財政措置等により安定的な処理体制を確保する必要がある

実態に基づく検証と制度整理により
プラスチック資源循環の実行性を高めることが重要

リチウム蓄電池の適正処理に向けた取組について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 リチウム蓄電池に係る火災は全国的な課題となっている状況を踏まえ、リチウム蓄電池を使用した製品の製造・輸入販売事業者に対し、回収・再資源化の取組に係る義務が確実に履行されるよう、国が主体的に指導を行い、事業者の取組が実効性のあるものとして定着するよう対応すること。
- 2 リチウム蓄電池の適正なリサイクルの推進及び火災事故の未然防止を図るため、市町村での分別作業の増加など追加的な対応が生じていることから、市町村による行政回収等が円滑に進められる環境を整えるとともに、必要な財政的措置を講じること。

■ 要請の背景

- 近年、リチウム蓄電池を使用した製品の普及に伴い、廃棄物への混入による発火等の火災事故が全国的に多発しており、廃棄物処理における安全確保が大きな課題となっています。リチウム蓄電池については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」において、製造・輸入販売事業者による回収・再資源化の取組が位置付けられているものの、取組が十分に機能しているとは言えない状況です。事業者の回収・再資源化に係る義務が確実に履行されるよう国が主体的に対応することが必要です。
- リチウム蓄電池の適正なリサイクル及び火災事故の未然防止を図るため、行政回収を実施している市町村においては、廃棄物処理施設での分別作業の増加など、追加的な対応が生じています。これらの対応は、回収したリチウム蓄電池を適正に処理し、リサイクルを継続していく上で不可欠である一方、市町村に新たな財政負担を生じさせる要因となっています。今後、リチウム蓄電池の適正なリサイクルと火災事故の未然防止を安定的かつ継続的に進めていくためには、市町村の取組のみに依存するのではなく、国において、市町村による行政回収や関連する対応が円滑に実施できる環境を整えるとともに、必要な財政的措置を講じることが求められています。

■ 資源有効利用促進法の事業者の責務(出典:経産省)

	密閉形蓄電池		密閉形蓄電池使用製品 (29品目)	
	製造事業者	輸入販売事業者	製造事業者	輸入販売事業者
自主回収	○ (指定再資源化製品)	○ (指定再資源化製品)	○※1 (指定再資源化製品)	○※1 (指定再資源化製品)
再資源化	○ (指定再資源化製品)	○ (指定再資源化製品)	○※2 (指定再資源化製品)	○※2 (指定再資源化製品)
環境配慮設計 (リサイクルし易い易 解体設計)	-	-	○ (指定再利用促進製品)	× 対象外
リサイクルマーク等 の表示	○ (指定表示製品)	○ (指定表示製品)	○ (指定再利用促進製品)	× 対象外

※1 密閉形蓄電池の回収義務であり、使用製品の回収義務ではない。

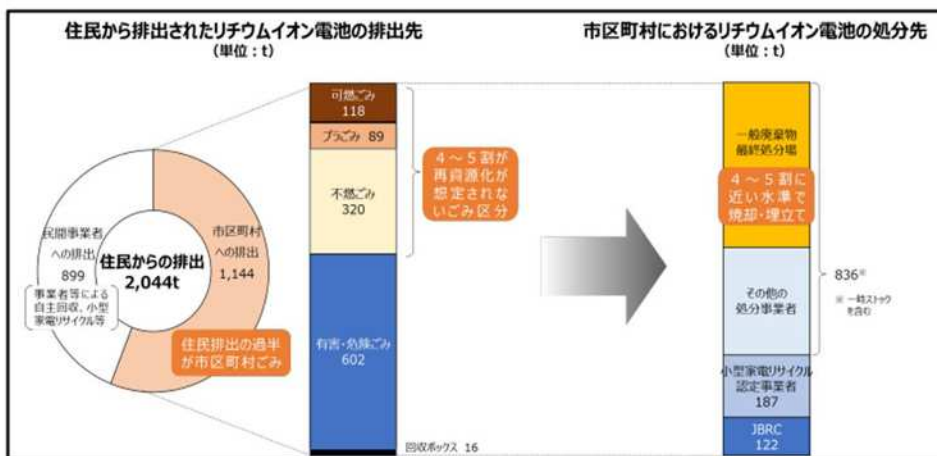
※2 再資源化義務に代わり、引き取った密閉形蓄電池を電池製造等事業者に引き渡すことを求めている。引き取った密閉形蓄電池を自ら再資源化することも可能。



○製造・輸入販売事業者に回収・再資源化の義務が課せられている

■ リチウム蓄電池(製品への残留分含む)の排出量及び処分量の試算(出典:総務省)

※令和4年度調査結果から試算



○住民排出の過半が市町村へ排出
○市町村に排出されたものの4~5割は焼却・埋立処分



○事業者による自主回収の利便性向上等の取組強化
○市町村に対する適正なリサイクル実施への支援が必要

■ リチウムイオン電池等の混入による影響について

廃棄物処理時のリチウムイオン電池に起因すると疑われる火災事故件数(出典:環境省)



○火災件数は増加傾向

カーボンニュートラルの実現に向けた廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

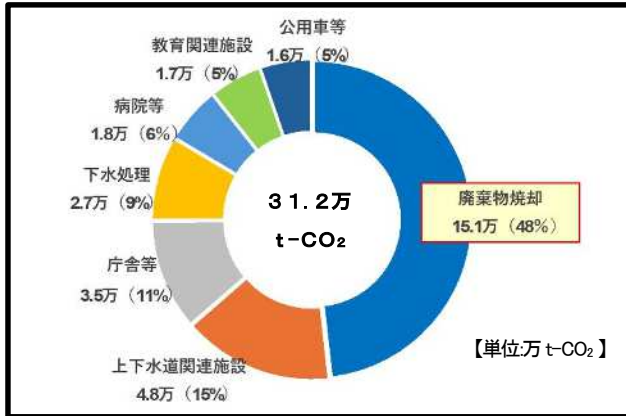
■ 要請事項

- 1 廃棄物処理施設計画を推進するため、廃棄物処理施設の整備におけるカーボンニュートラルに向け、具体的な財政支援の方策を早急に示すこと。
- 2 循環型社会形成を推進するために、新たな廃棄物処理施設の整備事業に必要な実態との乖離がない財政措置を講じるとともに、脱炭素に資する設備等についても拡充すること。

■ 要請の背景

- 廃棄物分野における温室効果ガス排出量の削減に向けて、環境省 中央環境審議会 で審議された「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」や「循環経済工程表」、「廃棄物処理施設整備計画」で脱炭素化の推進に向けた方向性が示されており、本市の廃棄物処理施設の新設や基幹的施設整備においても「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、より一層の取組が必要となっています。
- こうした中で、本市では中長期的に安定的な廃棄物処理体制を維持しながらカーボンニュートラル（以下「CN」という。）を目指すため、令和 6 年度に「廃棄物処理施設の中長期的な整備構想」を策定しました。
- 廃棄物処理施設の建設には 10 年に及ぶ長期間を要し、今後整備する廃棄物処理施設は令和 32 (2050) 年以降も稼働することから、CN に向けた施設整備が必要であり、技術革新の動向を見据えながら、早急に具体的な計画を検討するため、国の具体的な財政支援が必要となります。
- 本市では、安定的なごみ焼却処理体制を維持・継続するため、現在、新たな施設整備の検討を進めており、高度に都市化された限られた立地条件での施設整備や、高効率発電設備の導入には多額な事業費を要することから、循環型社会形成推進交付金の交付対象経費上限額の見直し及び昨今の経済の物価動向に応じた実態との乖離がない財政措置が不可欠となります。

■ 廃棄物処理施設におけるCN化に向けた取組



《令和6（2024）年度川崎市役所の温室効果ガス排出状況》

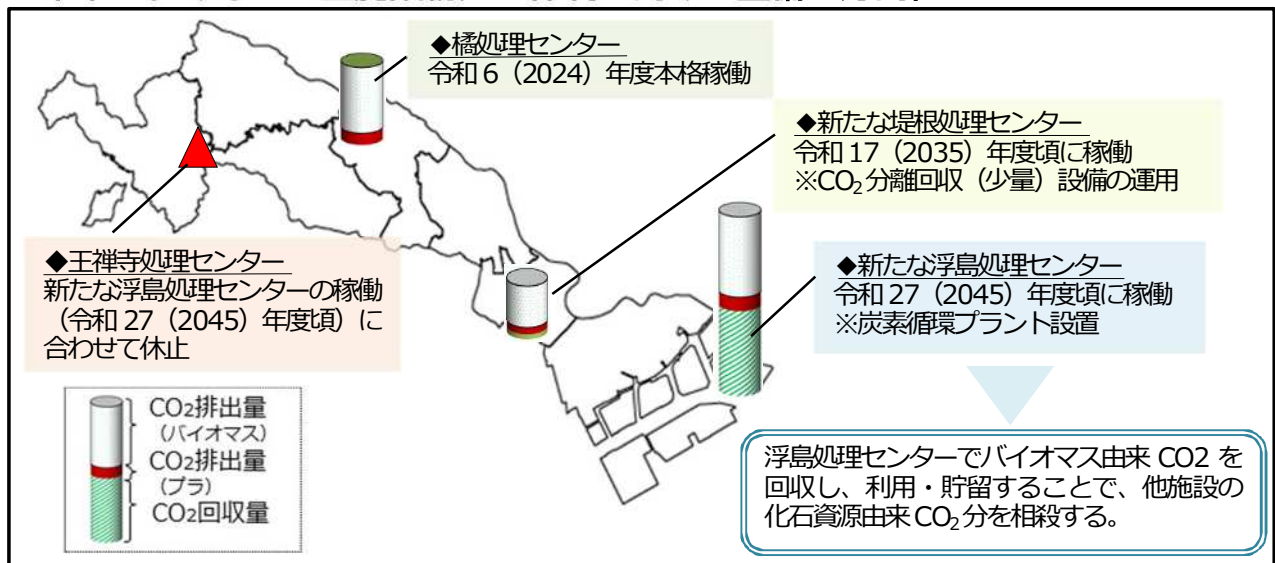
中長期を見据えたCN型施設整備構想

新設する廃棄物処理施設 整備計画作成

CCUS等を見据えた民間企業との連携

廃棄物処理施設のCN化

■ 本市におけるCN型廃棄物処理体制に向けた整備の方向性



《本市の4処理施設におけるCN型廃棄物3処理体制イメージ図》

廃棄物処理施設におけるCCUS導入にあたって、中長期的に事業者と連携しながら炭素循環の取組を進め、3つのステップを踏み、2050年CNの実現を目指す。

新たな堤根処理センターイメージ



【Step3】令和27（2045）年頃～
新たな浮島処理センターで
CNの実現に向けたCCUSの取組

浮島処理センター



【Step2】令和17（2035）年度頃～
新たな堤根処理センター
CO₂分離回収（少量）設備実装・CCUS検証

【Step1】令和6（2024）年～令和17年頃

浮島処理センター既存施設
CO₂分離回収試験・CO₂ CCUS検討

更なる高度な設備とともに脱炭素に資する技術を導入し、2050年CNの実現に向けて廃棄物処理施設の整備を進める。

- ・廃棄物処理施設整備における、CNに向けた具体的な財政支援の方策を示すこと。
- ・循環型社会形成を推進するため、廃棄物処理施設の整備事業に必要な実態との乖離がない財政措置を講じるとともに、脱炭素に資する設備等についても拡充すること。

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成とイノベーション・エコシステムの構築について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国際戦略拠点である殿町キングスカイフロントのイノベーション・エコシステムを一層強化するため、ディープテック領域において、特に期間と資金を要するライフサイエンス分野のスタートアップに対する支援施策及び環境整備に対する財政支援を講じること。
- 2 ナノ医療イノベーションセンターにおける革新的な研究開発について、研究の質の維持・向上に向けて、物価高騰による影響が生じないよう研究費を確保するとともに、施設・設備等の更新に対する予算を確保することにより、産学官共創システムの構築等に対する予算拡充を図ること。
- 3 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組を進めるため、税制をはじめ、規制の特例、財政、金融上の支援措置を継続すること。

■ 要請の背景

- 殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおいては、米国 BioLabs と連携したインキュベーション事業により、ライフサイエンス分野のスタートアップに対する成長支援の取組を進めており、成長段階に応じた資金調達やグローバル市場への事業展開等の施策について持続的に実施するためには、国の財政支援が必要です。
- 世界が抱える高齢化等による社会的課題の解決に向けて「ナノ医療イノベーションセンター」での革新的研究開発・社会実装を一層加速させるためには、研究の質の維持・向上を図ることが不可欠です。そのため、物価高騰による影響が生じないよう研究費を確保するとともに、国際科学イノベーション拠点として整備した建物や研究設備等を適切に維持する観点から、施設や設備の更新に対する財政支援策が必要です。
- 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の目標実現のため、特区制度における各種支援措置の充実が必要です。本特区の目標を実現するためには、支援措置の継続が令和9年度以降も不可欠です。

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける拠点形成の状況

- ライフサイエンス関連を中心とした80機関が進出。
- 域内事業者は約5,200人（うちライフサイエンス分野の事業者は約1,700人（うち研究者は約1,000人））

機関数

80

**殿町国際戦略拠点
キングスカイフロント**

医療機器

Johnson & Johnson ジョンソン・エンド・ジョンソン

Medtronic メトロニック

Further Together

外科手術シミュレーション装置や最新設備を使った医師向けトレーニング施設

SBカワズミ、CYBERDYNE、クリエイトメディックなど

創薬・創薬支援

CIE(M) 公益財団法人 実中研

高品質で均質かつ再現性のある実験動物の開発による創薬・再生医療への橋渡し

PeptiDream ペプチドリーム

ペプチド医薬品の創薬研究開発

JSRなど

再生医療

AnSes アンジェス

遺伝子医薬品の研究開発

METCELA メトセラ

細胞医薬品の研究開発

タカラバイオ、リプロセルなど

企業・機関の集積が進んできているが、集積を生かしたイノベーション創出や、スタートアップの創出に向け、更なる取組推進が必要

アカデミア/研究所

ICONM ナノ医療イノベーションセンター

NIRS 国立医薬品食品衛生研究所

Keio University 慶應義塾大学

Institute of Science Tokyo 東京科学大学

School of Health Innovation 神奈川県立保健福祉大学

KAWASAKI CITY 健康安全研究所/環境総合研究所

- **多くの企業・機関が集積し、イノベーションが生まれる土壌が整いつつある**

↓

ナノ医療イノベーションセンターにおける革新的な研究開発をはじめとした研究活動及び産学官共創システム構築等に対する予算拡充が必要

スタートアップの創出・事業化支援の取組及びスタートアップの成長度合いに応じた支援・環境整備を強力に推進するために必要な予算拡充が必要

↓

- **国際戦略総合特別区域の第3期計画が令和4年度から開始**

キングスカイフロントにおける更なる拠点形成の推進に向けて「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」における各種支援措置の充実が必要

日本の成長戦略を牽引

我が国の国際的な産業競争力を強化

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部成長戦略推進部 TEL 044-200-2739

「新川崎・創造のもり」を中核とした量子・AI・半導体等の研究開発プロジェクト等の推進について

【内閣府・文部科学省・経済産業省】

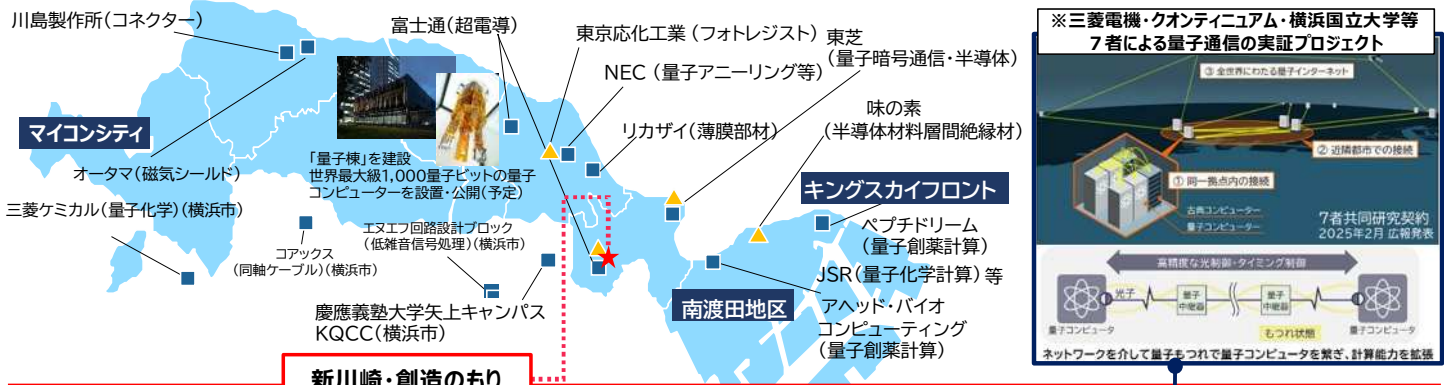
■ 要請事項

- 1 国の重点戦略分野に位置づけられる量子や AI・半導体における戦略目標の早期実現に向けて、これらの技術分野の最先端研究開発拠点の形成を目指す「新川崎・創造のもり」の機能更新、同地区への量子技術イノベーション拠点の新設・拡張、研究開発プロジェクトへの支援等を行うこと。
- 2 量子技術の活用等による新たな産業の創出に向けて、量子技術の次世代を担う若年層に向けた体系的な人材育成プログラムの実施や、部材・デバイス等のサプライチェーン構築に向けた企業の育成、研究開発への支援を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市には、量子・AI・半導体分野の先端研究開発を行う企業が多数立地し、新たな大規模研究拠点を次々と開設するなど、首都圏随一の「知」・「技術」・「人材」の集積地となっており、本市では、こうした集積を活かして、「量子イノベーションパーク」の実現に向けた取組を推進しています。
- その中核である「新川崎・創造のもり」において、アジア初の商用ゲート型量子コンピュータの実機稼働に加え、量子と古典の融合による研究開発、量子通信の社会実装プロジェクトなど、国の「量子未来社会ビジョン」や「17の戦略分野」等に基づく経済安全保障と密接に関わる重要技術の研究開発や拠点の形成を推進しており、こうした研究プロジェクトや拠点形成の早期実現に向けた国の支援が必要です。
- 量子技術等の最先端技術の早期の実用化・産業化においては、これらの分野の人材の育成・確保に向けた人材育成プログラムの実施や、重要技術の国産化に向けた部材サプライヤの研究開発の促進等が必要です。
- 本市においては、全国に先駆けて量子技術の次世代を担う若年層向けの習熟度に応じた様々な人材育成プログラムに取り組んでいます。加えて、優れた技術を有するサプライヤ企業が多く立地していることから、こうした地域発の人材育成や技術の社会実装に向けた取組をさらに加速させるための国の支援も必要です。

1.本市・周辺地区に集積する量子・AI・半導体等の研究開発を行う企業・大学等



新川崎・創造のもり

慶應義塾の約20の研究室が活動するタウンキャンパス K2(ケイスクエア)タウンキャンパス

KBIC・NANOBIC・AIRBICの3棟にスタートアップ支援機能、グリーンルームを備えた産学共同研究機能、大企業のラボ等を備えた首都圏最大級のインキュベーション施設

量子

IBM Quantum System One

日本IBM(量子コンピューティング全般)
三菱電機等7者の量子通信プロジェクト※
QII(量子イノベーションイニシアティブ) 協議会)
LQUOM(量子通信)
SQAI(サステナブル量子AI研究拠点)
慶應義塾大学: 田中研(量子アニーリング)、永山研(量子通信)、武岡研(量子通信)
QITF(量子インターネットタスクフォース)等

出典：日本IBM

半導体

レゾナック(半導体後工程材料)
日本IBM(先端半導体の開発・設計)
Rapidus(先端半導体の測定・評価)
ニデック(半導体製造装置)
協同インターナショナル(微細加工薄膜プロセス)

2.新川崎・創造のもりへの量子・AI・半導体等の新たなイノベーション拠点「(仮) QBIC」の整備

令和8年2月に整備事業の優先交渉権者が、三菱地所を代表企業とするグループ（構成員：東急不動産、プライムライフテクノロジーズ）に決定。令和11年度の供用開始に向けて取組を推進



【事業スケジュール(予定)】
設計：令和8～9年度
建設工事：令和9～11年度
供用開始：令和11年度

敷地面積 16,407.60㎡
延床面積 49,999.00㎡ うち、ラボ面積 約40,000㎡

3.次世代量子人材育成の取組

- 高校生対象「量子サマーキャンプ」
日本IBM、東京大学との共催
令和4年度から毎年開催、これまでに約100名が修了
高校卒業後、大学で量子分野へ進む学生を多数輩出
- 高校生・大学生対象「量子プログラミング体験講座」
NVIDIA、慶應義塾大学との共催
令和6年度から毎年の開催、約50名が参加
GPUを利用した量子プログラミング体験など入門的内容
- 中学生対象「量子プログラミング体験講座」
TIS、茨城大学との共催
令和7年度から開催
ゲームやプログラミングで量子コンピューターを楽しく学ぶ内容



4.市内の量子コンピュータ部材のサプライヤ企業

純国産量子コンピューターの開発にも市内中小企業が参画

パルスチューブ冷凍機 アルバック
低雑音電源 NF回路
希釈冷凍機 アルバック・クライオ
制御装置 キュエル
室温ケーブル TOTOKU
低温ケーブル コアックス
低雑音増幅器 日通機
バンドパスフィルタ 総合電子
赤外吸収体 川島製作所
磁気シールド オータマ
チップパッケージ 精研
量子ビットチップ 理研

高周波同軸コネクタ 川島製作所(多摩区)
磁気シールド オータマ(多摩区)

出典：大阪大学QIQB

鉄道ネットワークの機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、横浜市高速鉄道3号線延伸の早期事業化に向けた鉄道事業許可などの対応と事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 本市では、首都圏における都市機能の強化を図るとともに、今後も人口の増加が見込まれることから、「川崎市総合都市交通計画」に基づき、鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の機能強化、混雑緩和等の取組を推進しています。
- 首都圏や本市における鉄道ネットワークの形成は、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには鉄道事業者や他自治体等と連携して取組を進める必要があります。
- 横浜市高速鉄道3号線延伸については、本市と横浜市が協調し、事業計画の合意形成を進め、令和2（2020）年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、引き続き、横浜市と相互に連携・協力しながら、新駅周辺のまちづくりと併せて早期開業を目指して取組を推進しています。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積が着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しています。

■ 効果等

- 鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等へのアクセス強化や、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られ、首都圏の国際競争力強化に繋がります。

拠点地区等の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

市街地開発事業や都市基盤の整備等による拠点地区等の整備推進について、各事業等の進捗に応じた財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。
- 拠点地区等の整備は、地域の課題解決、都市防災力の向上、省エネ・脱炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、様々な効果を得ることができ、引き続き、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備による広域調和型のまちづくりと、交通利便性の高い地域生活拠点等の形成を推進し、魅力あるまちづくりをより柔軟に進めます。

■ 要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和9年度 計画事業費	内、国費
川崎駅周辺地区 (都市基盤整備事業・優良建築物等整備事業・市街地再開発事業・防災・省エネまちづくり緊急促進事業)	約 46.0	約 26.3
小杉駅周辺地区 (都市基盤整備事業)	—	—
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区 (市街地再開発事業)	約 15.8	約 7.9
鷺沼駅周辺地区 (市街地再開発事業・公共施設整備事業)	約 60.0	約 10.7
柿生駅周辺地区 (市街地再開発事業)	約 0.6	約 0.3
合計	約 122.4	約 45.2

■ 効果等

- 駅周辺の多様な都市機能集積や道路、駅前広場、公開空地等の整備など、駅を中心としたコンパクトなまちの形成を図ることで、市民生活の利便性及び安全性向上が図られるとともに、防災や環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成や都市防災力の向上が図られます。

〔令和9年度 主な計画事業〕

- ・都市基盤整備事業（川崎駅周辺地区）
- ・公共施設整備事業（鷺沼駅前地区）
- ・市街地再開発事業（鷺沼駅前地区、京急川崎駅西口地区、登戸駅前地区など）
- ・優良建築物等整備事業（京急川崎駅周辺 25 番地地区など）



■ 今後の費用の見込み

(単位:億円)

事業名及び地区名	令和 10 年度計画		令和 11 年度計画	
	事業費	(内、国費)	事業費	(内、国費)
川崎駅周辺地区	約 33.0	約 19.7	約 27.9	約 17.2
小杉駅周辺地区	約 1.0	約 0.3	約 0.3	約 0.1
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	約 23.6	約 11.8	約 0.3	約 0.2
鷺沼駅周辺地区	約 42.1	約 15.4	約 98.1	約 37.8
柿生駅周辺地区	約 0.9	約 0.4	約 6.6	約 3.3
合計	約 100.6	約 47.6	約 133.2	約 58.6

市街地開発事業や都市基盤の整備等による拠点地区等の整備推進について、各事業等の進捗に応じた財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課（鷺沼・柿生駅周辺地区） TEL 044-200-2730
 まちづくり局拠点整備推進室（川崎・小杉駅周辺地区） TEL 044-200-3805
 まちづくり局登戸区画整理事務所（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区） TEL 044-933-8511

新たなモビリティサービスの社会実装に向けた支援について

【経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けて、都市部におけるコミュニティ交通等に関する支援の充実、規制緩和を図ること。

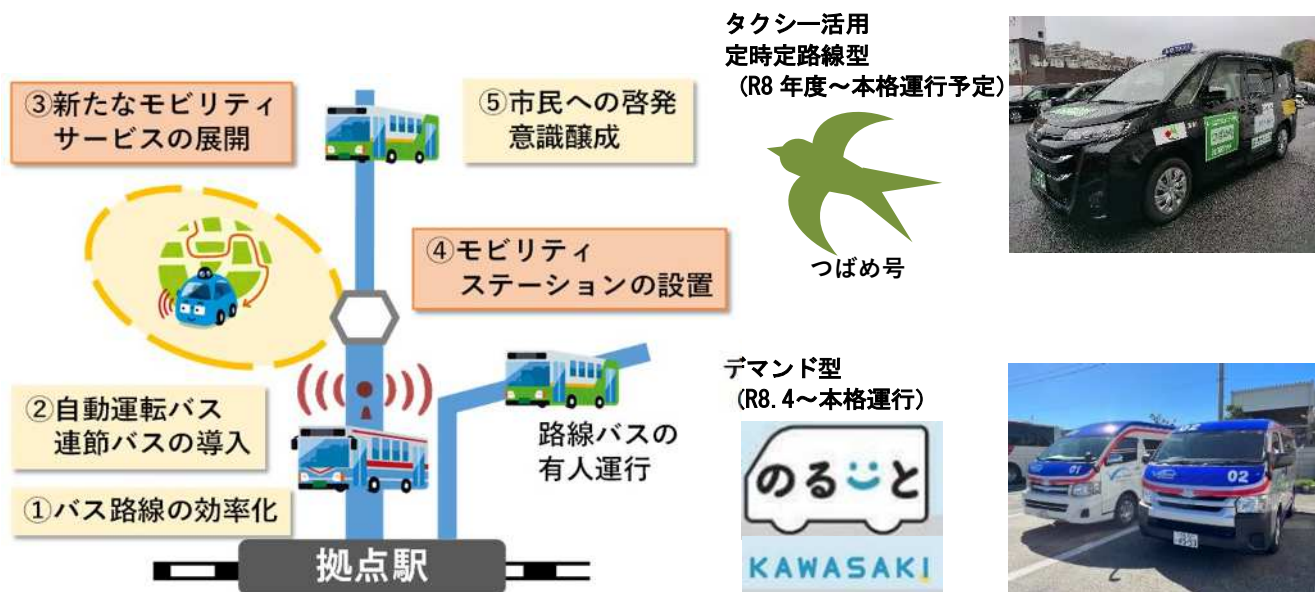
■ 要請の背景

- 路線バスの減便や廃止が全国に拡大しているなか、都市部の本市においても運転手不足等の影響により、路線バスを大幅に減便せざるを得ない状況が生じています。
- 現在のバス運転手は50歳代以上が中心で、市内バス事業者へのヒアリングでは、約10年後のバス運転手数は、現状から更に約3割減少することが見込まれており、地域公共交通の根幹である路線バスを維持することは困難な状況になっています。
- このため本市では、様々な地域の移動ニーズに対応できるよう、定時定路線型やデマンド型など地域特性に応じた運行手法を検討し、コミュニティ交通、様々な交通手段が利用できる身近な生活拠点であるモビリティステーションの取組、基軸となる路線バス等を組み合わせるなど、多様な主体と連携して取組を進めています。
- 新たなモビリティサービスの実現に向けて、実証運行の実施費用や複数年にわたる継続的な国の支援や、一般乗合旅客自動車運送事業の許可等における柔軟な対応などの規制緩和が必要となっています。

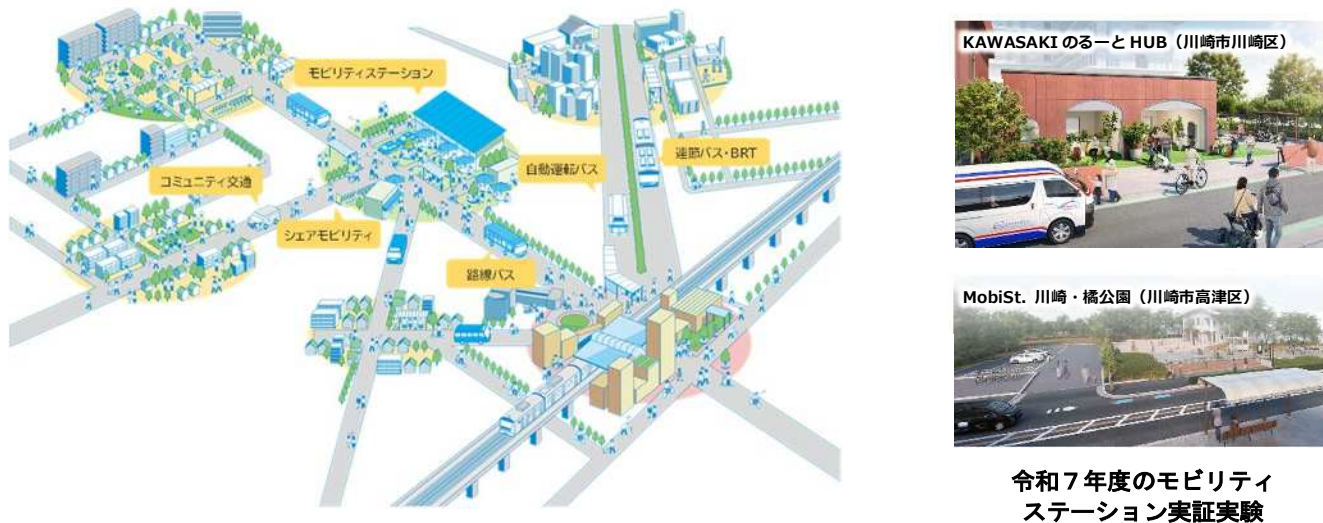
■ 効果等

- 社会環境の変化などを踏まえた交通課題の解決に向けて、社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成を図ります。
- あわせて、地域住民や事業者等の関係者との連携と協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性を高め、都市部におけるモデルケースとなる地域公共交通の「リ・デザイン」を進めます。

<「地域公共交通の再構築に向けた取組」のイメージ>



<地域公共交通と連携したモビリティステーションのイメージ>



社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けて、都市部におけるコミュニティ交通等に関する支援の充実、規制緩和を図ること。

この要請文の担当課／まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-0147

川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

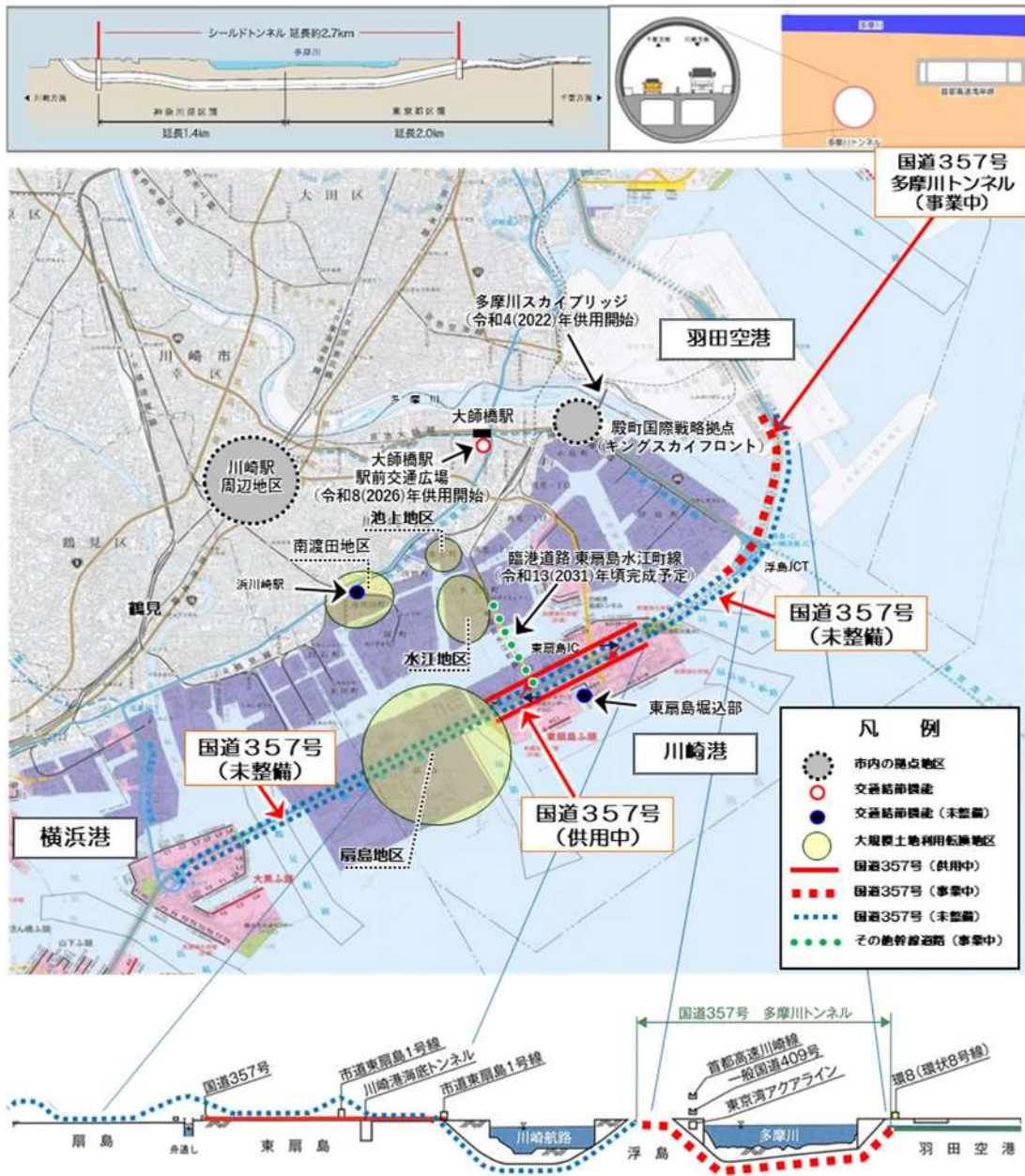
【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国道 357 号の多摩川トンネル区間について、着実かつ効率的・効果的に整備を進めるとともに、引き続き、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を行うこと。
- 2 国道 357 号について、大規模なトンネル工事を複数控えるなどの、全国的にもあまり例を見ない事業環境であることを考慮した、新たな負担のあり方や推進方策の検討を行うこと。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部が日本経済の成長に貢献する地域として、持続的な発展を続けるためには、川崎臨海部全域における交通の円滑性が確保され、地区内外とのアクセスがしやすく、利便性の高い交通ネットワークを形成する基盤が必要となります。
- 川崎臨海部の交通基盤は、今後の大規模土地利用転換による将来の土地利用を見据えた交通機能の強化や、高速道路とのアクセス性向上、災害時の交通・物流機能の確保等の観点からも整備・充実が必要であり、羽田空港と京浜港との連携軸としても広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- 国道 357 号は、首都圏の国際競争力の強化や川崎臨海部の活性化等を図る重要な路線であり、広域的な交通ネットワークの形成に向け、現在、工事が行われている多摩川トンネルの整備を着実に進めるとともに、未整備区間の早期具体化を図るなど、着実な事業の推進が必要です。
- 国道 357 号の川崎市区間は、羽田空港の至近に位置しており、全国的にあまり例を見ない軟弱地盤での大規模なトンネル工事を複数控える直轄国道事業であることから、整備には膨大な事業費が見込まれます。当該路線の特徴である広域的な整備効果等を考慮し、新たな負担のあり方や推進方策の検討が必要です。



川崎臨海部の持続的な発展



- ・首都圏の国際競争力の強化や川崎臨海部の活性化等に向けた広域交通ネットワークの形成
- ・全国的にもあまり例を見ない事業環境を踏まえた国道357号の新たな負担のあり方の検討

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室

TEL 044-200-0475

道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 道路施設等の計画的な老朽化対策及び防災・減災対策に必要な財政措置を講ずること。
- 2 国土強靱化地域計画に基づき中長期的に取り組む事業についても、防災・安全交付金の交付対象とするよう採択基準を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、「橋りょう長寿命化修繕計画」「道路維持修繕計画」を策定し、道路施設等の計画的・効率的な老朽化対策を実施していますが、予防保全の観点から更なる措置を講じる必要があり、中長期的な財源確保が不可欠となっています。
- 「かわさき強靱化計画」に基づき、緊急輸送道路上の道路施設等の防災・減災対策を実施していますが、災害時における緊急輸送道路の機能を確保するには対策の早期完了が必要であり、着実な事業推進に向けた財源確保が不可欠です。
- 防災・減災対策のうち大規模な橋りょうの耐震対策は、工事が長期化するため、国土強靱化地域計画に基づく事業であっても、防災・安全交付金の採択基準（早期の効果発現が見込める事業）を満たすことが困難です。

■ 費用

- 令和9年度補助事業費
・ 道路メンテナンス事業費補助 約 8 億円 (国費 約 4.0 億円)
・ 防災・安全交付金 約 3 億円 (国費 約 1.5 億円)

■ 効果等

- 劣化が進行する前に予防的な対策を実施することにより、大規模修繕や更新を回避し、通行規制等による市民生活への影響の軽減が図られます。
- 大規模災害による被害を最小限に抑え、被災しても迅速に復旧することができます。また、防災・安全交付金の採択基準が拡充され、中長期的に取り組む事業についても交付対象となることで、計画的な防災・減災対策の実施が可能となります。

● 主な道路施設の維持修繕事業



● 国土強靱化に関する防災・安全交付金の交付対象事例（イメージ）

		令和3年度 ～令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和12年度 以降	
○○橋	工期	工事着手			全体完成 (効果発現)				
	年度別 費用	○億円	○億円	○億円	○億円	○億円			
		← 現在の交付要件3年 →							
●●橋	工期		工事着手				全体完成 (効果発現)		
	年度別 費用		○億円	○億円	○億円	○億円	○億円		
		← 現在の交付要件3年 →							
■■橋	工期	工事着手	鉄道との近接工事					全体完成 (効果発現)	
	年度別 費用	○億円	○億円	○億円	○億円	○億円	○億円	○億円	
		← 現在の交付要件3年 →							

**鉄道を跨ぐ橋りょうや橋脚が十数基ある橋りょうなどは、
 効果発現(橋りょう全体の耐震性能確保)に時間がかかる
 【比較的規模の大きい橋りょうの耐震補強】**

**交付金制度の採択基準を拡充し、中長期的に取り組む事業についても
 交付対象とすることで、計画的な防災・減災対策の実施が可能となる**

- ・ 道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策に必要な財政支援を講ずること
- ・ 交付金制度の採択基準の拡充

広域幹線道路網の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路について、東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）との一本化を含めた検討を行い、Ⅱ期計画の具体化を図り、事業を推進させること。
- 2 Ⅰ期事業再開までの当面の措置として、国道409号について、大師ジャンクションから国道15号までの街路整備や、大師河原交差点に架かる歩道橋の架け替えを早期に完了させること。

■ 要請の背景

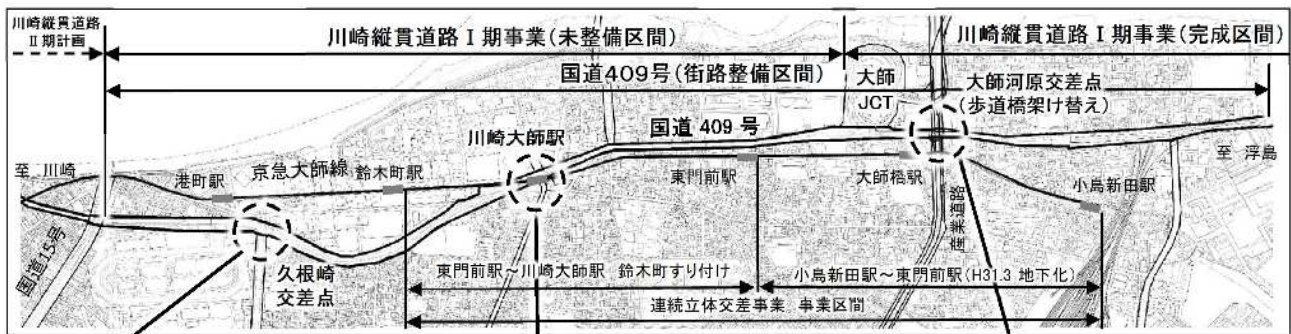
- 川崎縦貫道路は、Ⅰ期事業の大師ジャンクション以西の整備が先送りされており、再開に当たっては、Ⅱ期計画について、東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）との一本化の検討を含めた幅広い検討を進めていくことが必要です。
- Ⅰ期事業再開までの当面の措置である国道409号の街路整備の事業進捗が図られていないため、地元経済団体や住民組織等が早期完成を強く求めています。
- 大師河原交差点周辺では京急大師線が地下化されるとともに、大師橋駅駅前交通広場の利用を開始し、同交通広場を起終点とした浮島方面や羽田空港方面への路線バスの運行が開始されていることから、駅へのアクセス経路となる大師河原交差点に架かる歩道橋のバリアフリー化を含めた早期の架け替えや、交差点周辺で常態化している国道409号の渋滞対策が必要です。
- 川崎大師駅周辺では、鉄道の地下化に向けた取組を進めておりますが、踏切除却までには時間を要するため、交通円滑化に向けた対応が必要です。
- 本市臨海部では、産業構造の転換に伴う大規模な土地利用転換が進められており、このような社会状況の変化等を踏まえ、広域的な幹線道路ネットワークの検討を進めていくことが必要です。

○東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会資料より



※ 東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会資料を一部加工

○国道409号街路整備状況



- ・ II 期計画の具体化を図ることによる川崎縦貫道路事業の推進
- ・ I 期事業再開までの当面の措置である国道409号街路整備の推進

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2038

首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

■ 要請事項

高速道路の利用促進を図るため、各種割引制度等の見直しや混雑状況等に応じた利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むこと。

■ 要請の背景

- 令和8（2026）年4月から期限を設けた割引制度は継続となりましたが、本年10月に予定されている料金改定に伴い、物流事業者等への影響や一般道への交通転換が懸念されます。
- 本市物流事業者からは、働き方改革関連法の制定等により、トラックドライバーの労働時間短縮が求められており、また、昨今の燃料価格高騰や物価上昇といった経済的負担が増加する懸念があることから、「大口・多頻度割引の割引率の拡大及び恒久化」や「時間帯割引の拡充」等の対応が求められています。
- 令和5（2023）年12月に示された「新たな高速道路料金に関する基本方針」、「首都高の持続可能な道路サービスに関する検討会」第1次とりまとめ、本年10月に予定されている首都高速道路の料金改定などを踏まえ、料金水準・料金体系や割引制度のあり方を検証するとともに、高速道路の利用促進を図るため、各種割引制度の見直しや混雑状況等に応じた利用しやすい料金施策に取り組んでいくことが必要です。

■ 効果等

- 交通の分散化による移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の利用促進による一般道の渋滞緩和
- 平均旅行速度の向上による二酸化炭素、窒素酸化物等の削減、沿道環境改善など

○混雑状況に応じた料金施策について(事例)

東京湾アクアライン時間変動料金社会実験: 現在の実験概要

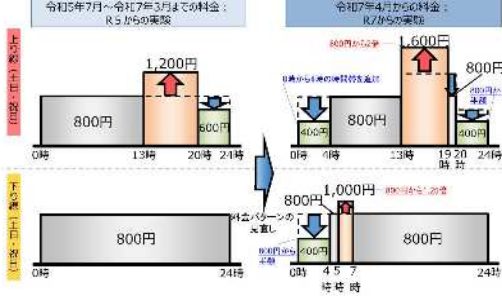
○東京湾アクアラインにおいて、休日に激しい混雑が発生していたことから、ETC時間帯別料金、いわゆる時間変動料金を、令和5年7月22日から休日(土日・祝日)に社会実験として実施

<社会実験概要>

- 対象区間: アクアライン 浮島IC~木更津金田IC
- 対象期間: 令和5年7月22日(土)~令和8年3月31日(火)の土日・祝日(1月2日、1月3日、振替休日を含む)
- 対象車両: ETC車(全車種)



<料金パターン>



<ETC時間帯別料金>

上り線	土日・祝日(7月22日、1月3日、振替休日を含む)				
	0~4時	4~13時	13~19時	19~20時	20~24時
軽自動車等	320円	640円	1,200円	640円	320円
普通車	400円	800円	1,600円	800円	400円
中型車	480円	960円	1,920円	960円	480円
大型車	640円	1,280円	2,560円	1,280円	640円
特大車	1,199円	2,399円	4,799円	2,399円	1,199円

下り線	土日・祝日(7月22日、1月3日、振替休日を含む)			
	0~4時	4~5時	6~7時	7~24時
軽自動車等	320円	640円	800円	540円
普通車	400円	800円	1,000円	800円
中型車	480円	960円	1,200円	960円
大型車	640円	1,280円	1,600円	1,320円
特大車	1,199円	2,399円	2,799円	2,200円

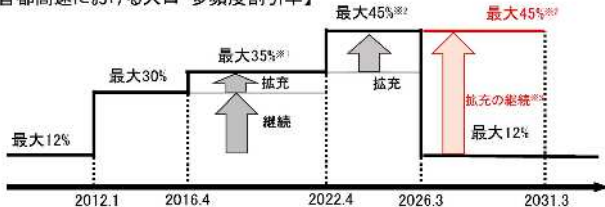
出典: 混雑等に応じた柔軟な料金について (R7.11「第69回国土幹線道路部会」)

○料金改定 料率(1kmあたりの料金単価)を1割引上げ(R8.10予定)

○大口・多頻度割引の拡充

- ・割引率: 最大45%割引
- ・対象車: ETC全車種
- ・適用期間: R8~R12

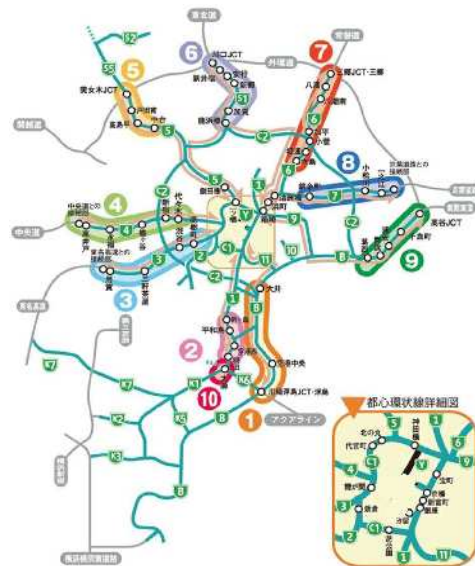
【首都高速における大口・多頻度割引率】



- ※1 うち、5%は中央環状線の内側を通過しない交通に限定
- ※2 うち、10%は中央環状線の内側を通過しない交通に限定
- ※3 割引拡充は、R8.4以降、5年間継続する

○都心流入割引

- ・対象車: ETC全車種
- ・適用期間: R8~R12



割引の対象となる出入口の組み合わせ

対象出入口	
1 川崎清和IC、津京、笠原中央、大井	6 葛志木JCT、新田原、高島平、手形
2 羽田、芝浦西、平塚西、鎌倉西	7 高谷JCT、生野町、高家、外木、藤沢
3 三浦京浜、赤松、浦和町	8 川口JCT、東井原、東行、深谷、緑野、鶴巻西
4 中央環状線の保土谷、荒井西、水原、鶴ヶ谷、新保、代々木	9 三原JCT、三原、八木、八木町、旭平、小宮、深谷、内巻
5 京葉道路の保土谷、一志江、小坂川、鎌倉町	10 大井

都心環状線 対象出入口
宝町、新保、新富町、深谷、汐留、足立園、麻生、電分園、代官町、北の丸、神田橋の各出入口及び東京湾道路との接続部

- ※1 ()内はR13.3末までの割引率
- うち、【】内は中央環状線の内側を通過しないETC車の拡充分

○上記による割引はあるものの、料金施策や課題等について、継続的に検討を進め、利用しやすい料金施策に取り組んでいくことが必要

高速道路の利用促進を図るため、利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むこと

幹線道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

道路整備、街路整備を計画的に推進するため、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

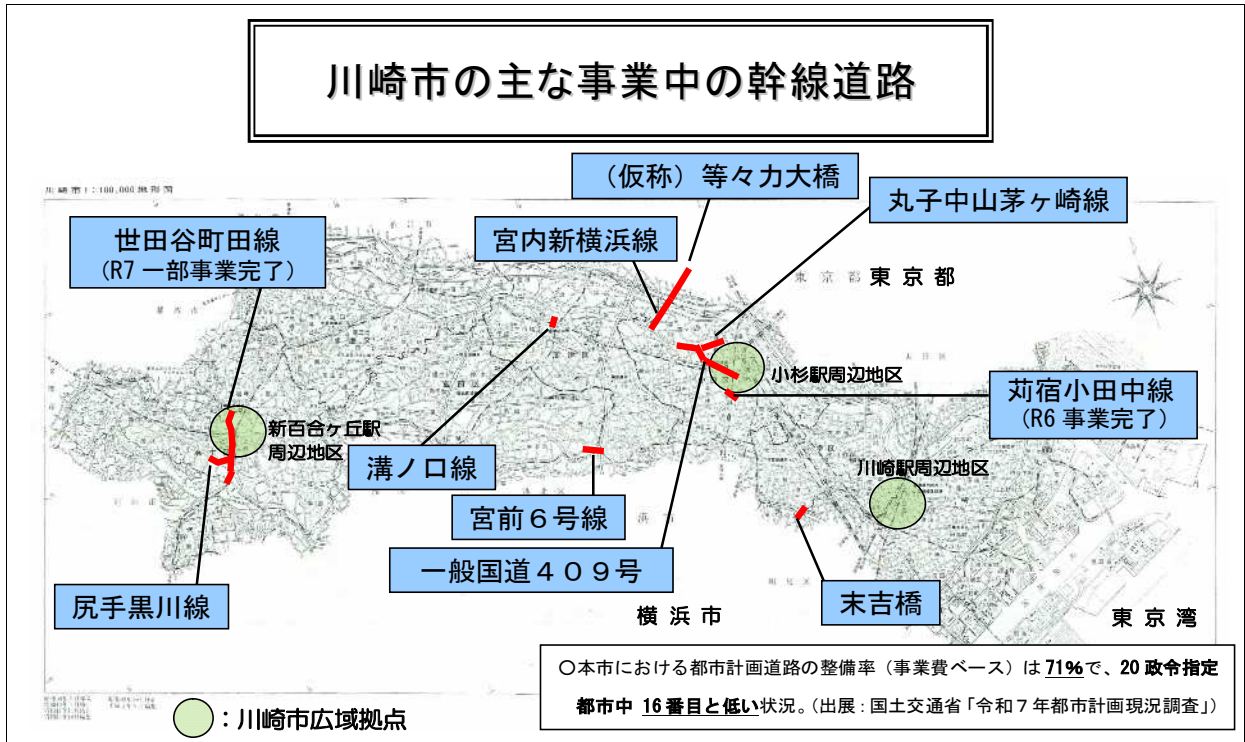
- 幹線道路は、持続可能な物流システムとしての機能や道路交通の脱炭素に向けた取組など、社会経済を支えるインフラとしての基本的な役割を果たしています。
- こうした中、本市の幹線道路網の整備は未だ低い水準にあり、橋梁整備などによる東京・横浜方面との連携強化とともに、南北に長い地理的特性もあり、臨海部から丘陵部に向けた市域縦貫方向の交通軸の機能強化が課題となっています。
- 首都直下型地震等への災害対策として、緊急輸送道路の無電柱化や踏切道の改良を着実に進め、市域の防災力を一層向上させる必要があります。
- 通学路における交通安全等を確保するためには、幹線道路においても対策が必要な箇所における歩道整備等を着実に進める必要があります。

■ 費用

- | | | |
|--------------|---------|--------------|
| ○ 令和9年度計画事業費 | 約 84 億円 | (国費 約 37 億円) |
| 道路・橋梁事業 | 約 40 億円 | (国費 約 18 億円) |
| 街路事業 | 約 44 億円 | (国費 約 19 億円) |

■ 効果等

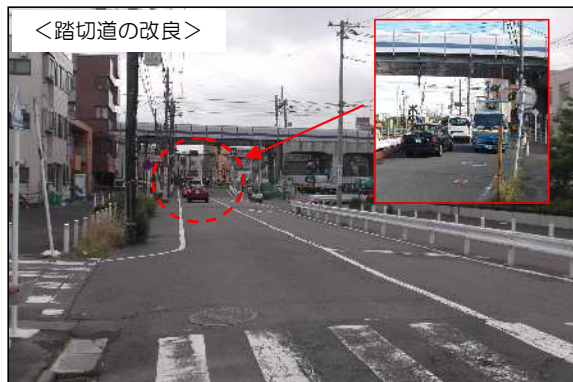
- 緊急輸送道路の無電柱化と踏切道の改良による災害に強いまちづくりの推進
- 歩道整備等による通学児童等の安全・安心な歩行空間の確保
- 渋滞等の緩和による自動車交通の円滑化



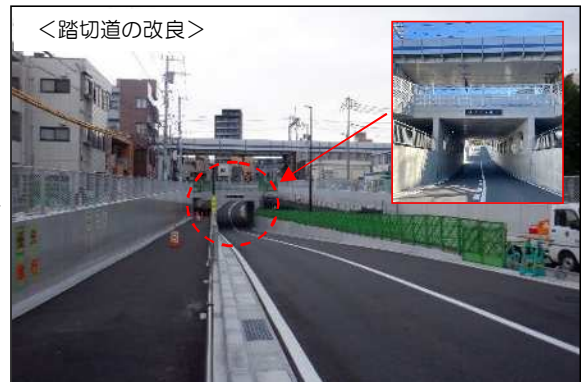
世田谷町田線（片平）【整備前】



世田谷町田線（片平）【R7 供用開始】



荏宿小田中線（Ⅲ期）【整備前】



荏宿小田中線（Ⅲ期）【R6 供用開始】

幹線道路網の早期整備に向けて、必要な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

京浜急行大師線連続立体交差事業については、1期区間の事業推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、円滑な交通流の確保を目的としており、踏切における交通渋滞や事故を解消するとともに、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、線路によって分断されている地域の一体化や防災性の向上等が図られます。
- 本事業区間の周辺では、キングスカイフロントを中心とした世界最高水準の研究開発から新産業を創出するエリアが形成されており、引き続き土地利用の転換が見込まれることから、更なる交通機能の強化に向けた取組みが期待されています。
- 「小島新田駅～東門前駅」区間は、平成31（2019）年の地下切替により4箇所の踏切を除却して交通渋滞の解消等を図り、令和6年度に工事が完成しました。
- 「東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け」区間については、事業費と工期の縮減等や、まちづくりの検討を行い、令和7（2025）年1月に今後の取組方針を取りまとめ、現在、令和8年度末の都市計画変更及び工事着工に向けて取り組んでいます。令和9年度は、用地取得や、川崎大師駅付近にて行う仮線工法に伴う支障移設、仮道整備に着手することから、計画的な財源確保が必要となります。

■ 費用

- 総事業費：約1,693億円（補助対象事業費：約1,565億円）
- 令和9年度計画事業費 約42.9億円（国費 約21.2億円）

■ 効果等

- 10箇所の踏切除却による踏切事故や渋滞の解消及び交通の円滑化、沿線環境改善
- 沿線小学校の通学路踏切の危険性の解消、及び緊急輸送道路等や避難路の確保
- 京浜急行大師線の地下化による周辺地域との一体的なまちづくりの実現等

J R南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

J R南武線（矢向駅～武蔵小杉駅間）連続立体交差及び関連都市計画道路整備について、工事着工に向けた取組に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- J R南武線は、川崎駅から立川駅までを結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し、市内の各拠点を結ぶ、本市において重要な交通基盤です。
- 沿線（矢向駅～武蔵小杉駅間）では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の整備が進んでいますが、一方で、開かずの踏切に起因する国道409号などの渋滞や踏切遮断中の横断といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性の低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しています。
- 令和3年度に仮線高架工法から事業費の縮減や事業期間の短縮が見込まれる別線高架工法への見直しを行い、令和7（2025）年1月に事業認可を取得し、事業に着手しました。今後、令和11年度の高架化工事着手に向け、関連する都市計画道路も含めた必要な用地の取得などを行うためには、計画的な財源確保が不可欠です。

■ 費用

- 総事業費：約1,387億円（補助対象事業費：約1,279億円）
- 令和9年度計画事業費 約114.2億円（国費 約57.1億円）

■ 効果等

- 9箇所の踏切除却による踏切事故や渋滞の解消、及び交通の円滑化
- 沿線小学校の通学路踏切の危険性の解消、及び緊急輸送道路等や避難路の確保
- 鉄道により分断された周辺地域との一体化による生活利便性の向上

法指定を受けた踏切の混雑状況



鹿島田踏切(幸区)



向河原駅前踏切(中原区)

用地取得に向けた取組



令和6年度 用地補償説明会開催状況
(約220名来場)

- 事業区間 : 矢向駅～武蔵小杉駅間(延長 約4.5km)
- 区間の踏切 : 9箇所 (全て踏切道改良促進法指定踏切)
- 関連都市計画道路整備 : 矢向鹿島田線他4路線(延長 約8.4km)

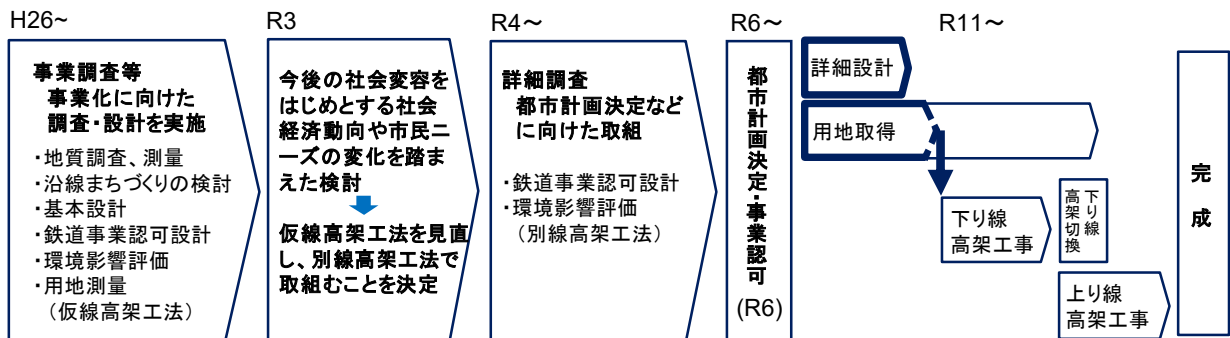
完成区間(第1期連立事業 約3.9km)



NEC、三菱ふそう、東芝、キヤノンなどの世界的企業、KBIC、NANOBIICなど産学官連携研究開発機能が集積

連立化により地域課題を解決して、沿線のポテンシャルを更に高め、暮らしやすく働きやすいまちづくりを実現！！

スケジュール



本事業については、工事着工に向けた取組に必要な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-3499

川崎港の機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港において、国際競争力の強化に向けた物流機能の強化や防災機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線の令和9年度本線完成、令和12年度ONランプ完成に必要な財政措置及びコスト縮減策を講ずること。
- 2 港湾物流機能を安定的に確保するため、港湾施設の老朽化対策に必要な財政措置を講ずること。また、機能を終えた港湾施設の撤去に係る新たな財政措置を講ずること。
- 3 大規模災害等に備えるため海岸保全施設整備に必要な財政措置を講ずること。
- 4 港湾脱炭素化推進計画の実施に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 東扇島地区は、物流車両の増加に対応するための交通機能の拡充及び内陸部と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急物資輸送ルートのリダンダンシー（代替性）の確保が重要な課題です。臨港道路東扇島水江町線整備については、より一層のコスト縮減及び整備促進を図り、交通ネットワークを早期に強化することが必要です。
- 今後急速に老朽化が進行する港湾施設について、ライフサイクルコストの縮減や施設機能を安定的に確保するため、老朽化対策の実施に向けた予算確保とともに、機能を終えた施設の撤去に係る新たな予算措置が必要です。
- 激甚化・頻発化する地震・台風による津波や高潮等の自然災害、気候変動による海面上昇等に備えるため、海岸の防災・減災対策を推進することが必要です。
- 本市では、川崎港港湾脱炭素化推進計画（カーボンニュートラルポート形成計画）に基づく事業を実施するため、国の支援が必要です。

■ 費用

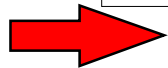
- 令和9年度計画事業費 約288.9億円（国費 約187.8億円）
 - ・直轄事業 約270.1億円（国費 約179.8億円）
 - ・補助事業等 約18.9億円（国費 約8.0億円）

臨港道路東扇島水江町線

現状



- ・交通機能の拡充による物流機能の強化
- ・緊急物資輸送ルートのリダンダンシー（代替性）の確保による防災機能の強化



整備後



臨港道路
東扇島水江町線
の整備

港湾施設の老朽化対策

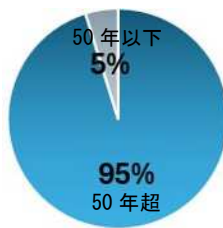
川崎港の施設の状況例

設置後50年を経過する川崎港港湾施設（公共）の割合

2025年時点



2050年時点

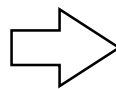


川崎港では港湾施設における供用開始後50年以上経過する割合が25年後には95%に急激に増加

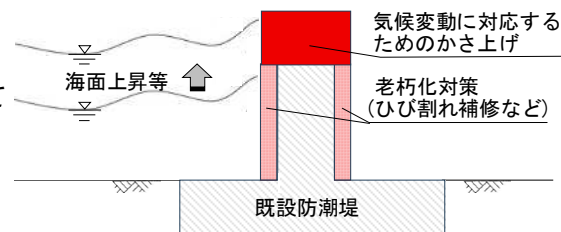


海岸保全施設

- ・津波等発生時における操作員の安全性確保のため、防潮扉を迅速に閉鎖できるよう改良する。



- ・気候変動に対応するため、老朽化対策と併せて防潮堤のかさ上げ等を計画的に実施する。



国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港の物流機能及び防災機能の強化に必要な財政措置を講ずること。

令和9年度
国の予算編成に対する要請書

令和8年6月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183